

第3節 通商政策局	235
1. 世界経済の動向	235
2. 国際経済協力	235
2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）	235
2. 2. G7サミット、G20サミット	238
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	239
3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定	240
3. 1 世界貿易機関（WTO）	240
3. 2. 経済連携協定、投資協定	249
4. 新興国戦略	254
5. 二国間関係	254
5. 1. アジア大洋州各国関係	254
5. 2. 米州関係	259
5. 3. 欧州・ロシア関係	261
5. 4. 日本・中東アフリカ諸国関係	265
6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	268

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

主要国経済の動向を見てみると、米国経済は、2010 年以降堅調な成長水準を維持してきた。労働市場の改善等を踏まえ、F R B（米連邦準備理事会）は 2012 年 9 月から行ってきた量的金融緩和（Q E 3）を 2014 年 10 月で終了した。足下では、冬期の天候不順やドル高の影響、原油価格の下落による鉱業分野の減速等の影響を受けつつも、ガソリン安による消費拡大も含め、堅調な個人消費を背景に今後の経済活動は引き続き緩やかなペースで拡大するとして、2008 年 12 月から実施されてきたゼロ金利政策を 2015 年内に解除すると見られている。欧州経済は、2013 年以降、緩やかな回復傾向にあったが、クリミア半島を巡るロシア情勢の悪化等を背景に、2014 年半ばに景気回復が腰折れした。また E U 全体で緊縮財政や移民に反発する勢力が拡大する中、ギリシャで「反緊縮」を掲げる急進左派連合が政権に就くなど、E U の結束が揺らぐのではないかと懸念が高まった。また中国経済は、固定資産投資の減速や消費の伸び悩み等を背景に、景気拡大のテンポは緩やかになっており、2014 年第 1 四半期には 7.4% であった実質 G D P 成長率は、2015 年第 1 四半期には 7.0% となった。

また、2015 年 4 月時点で I M F が発表した世界経済見通しの中では、「世界経済は引き続き緩やかなペースで成長しており、主要な国や地域の見通しはばらついている」と指摘されている。経済見通しについては、2015 年の世界経済の実質経済成長率について 3.5% と前回の予想を維持し、2016 年については、3.8% と 0.1% 上方修正した。各国・地域について見てみると、先進国が力強さを増す一方で新興国の成長は弱まる見通しだとした。また、同時に原油安と為替変動が、大きな影響を与えているとも指摘している。

IMF の主要国・地域の実質経済成長率の見通し

	2013年	2014年	2015年4月の見通し		2015年1月の見通しからの変化	
			2015年	2016年	2015年	2016年
世界	3.4	3.4	3.5	3.8	0.0	0.1
先進国・地域	1.4	1.8	2.4	2.4	0.0	0.0
米国	2.2	2.4	3.1	3.1	-0.5	-0.2
ユーロ圏	-0.5	0.9	1.5	1.6	0.3	0.2
ドイツ	0.2	1.6	1.6	1.7	0.3	0.2
フランス	0.3	0.4	1.2	1.5	0.3	0.2
イタリア	-1.7	-0.4	0.5	1.1	0.1	0.3
スペイン	-1.2	1.4	2.5	2.0	0.5	0.2
日本	1.6	-0.1	1.0	1.2	0.4	0.4
英国	1.7	2.6	2.7	2.3	0.0	-0.1
カナダ	2.0	2.5	2.2	2.0	-0.1	-0.1
新興市場及び途上国・地域	5.0	4.6	4.3	4.7	0.0	0.0
ロシア	1.3	0.6	-3.8	-1.1	-0.8	-0.1
中国	7.8	7.4	6.8	6.3	0.0	0.0
インド*1	6.9	7.2	7.5	7.5	1.2	1.0
ASEAN-5*2	5.2	4.6	5.2	5.3	0.0	0.0
ブラジル	2.7	0.1	-1.0	1.0	-1.3	-0.5
メキシコ	1.4	2.1	3.0	3.3	-0.2	-0.1
中東・アフリカ・ラテンアメリカ	2.4	2.6	2.9	3.8	-0.4	-0.1
南アフリカ	2.2	1.5	2.0	2.1	-0.1	-0.4

備考：
*1 インドは会計年度ベース。成長率は市場価格ベースの値。
*2 ASEAN はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
資料：IMF「World Economic Outlook, April 2015」から作成。

2. 国際経済協力

2. 1. アジア太平洋経済協力（A P E C）

A P E C（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して 1989 年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には 12 であった参加国・地域は徐々に拡大し、2015 年 3 月現在では 21 か国・地域が参加しており、世界全体の G D P の約 55%、世界貿易額の 44%、世界人口の 40% を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APEC は、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、NAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）諸国、ASEAN 7 か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2015 年 3 月現在の A P E C メンバー

（*は発足時の 12 メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン*、インドネシア*、マレーシア*、タイ*、シンガポール*、ブルネイ*、ベトナム）
- ・米州（米国*、カナダ*、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（オーストラリア*、ニュージーランド*、パプアニューギニア）
- ・その他（日本*、韓国*、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

(1) 分野別大臣会合

（ア）A P E C 貿易担当大臣会合

2014 年 5 月 17 日及び 18 日、中華人民共和国・青島において A P E C 貿易担当大臣会合（M R T）が開催された。我が国からは、茂木経済産業大臣及び牧野外務大臣政務官が出席し、W T O や地域経済統合の進展、経済成長の促進、インフラ開発を始めとしたコネクティビティの推進などについて、精力的に議論を行った。

W T O については、貿易円滑化協定の実施を A P E C エコノミーがリードすること、ポスト・バリの作業を加速することに合意した。I T A 拡大交渉については、引き続き

交渉の早期妥結を目指すことに合意した。環境物品については、交渉を推進することを確認した。拡大する保護主義を抑止するため、新たな保護主義的措置を導入しない約束の期限を2018年まで延長することを、首脳に進言することに合意した。

また、地域経済統合の進展については、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）について、引き続き、その実現に向けて着実に取り組んでいくべきであり、具体的な取組として、情報共有、能力構築、分析作業、ロードマップの策定を進めることが合意された。さらに、我が国から、サービス貿易の自由化に関して、製造業関連サービス及び環境サービスについて、貿易の自由化・能力構築支援を今後実施していくことを提案し、多くのエコノミーからの支持を得て、閣僚声明にも盛り込まれた。

経済成長の促進については、日本経済の再生に向けて、「大胆な改革」、「成長戦略」を、スピード感を持って実現・実行し、着実に成果を上げていることを報告した。併せて、各エコノミーに対して、アジア太平洋地域全体において、構造改革に取り組んで行くことの重要性を指摘し、閣僚声明においても確認された。また、女性の活躍推進への日本の取組を紹介するとともに、経済活性化のために女性の活躍推進が重要であることを指摘、「A P E C 女性活躍推進企業50選」をとりまとめることを提案し、歓迎された。

さらに、インフラ開発を始めとしたコネクティビティ（インフラ、制度面、人と人との連結性）については、各エコノミーの政府や企業を招き「インフラの質に関するセミナー」を8月に東京で開催すること、11月の首脳会合までに、インフラの質を適正に評価するためのガイドブックを作成することを提案し、歓迎された。

（イ）A P E C 中小企業大臣会合

2014年9月5日、中華人民共和国・南京において、第21回A P E C 中小企業大臣会合が開催され、我が国からは小林中小企業庁次長が出席した。「イノベーションと持続可能性」をテーマに、21エコノミー及び国際機関等の参加を得て議論を行い、「共同声明」及び「南京宣言」が取りまとめられた。

（ウ）A P E C 第11回エネルギー大臣会合

2014年9月2日、中華人民共和国・北京において、第11回A P E C エネルギー大臣会合が開催され、我が国からは赤羽経済産業副大臣が出席した。「アジア太平洋地域

の持続可能なエネルギー開発に向けた協力」をテーマとし、エネルギー安全保障の強化、貿易・投資の拡大、エネルギー効率の向上、クリーンエネルギーの推進について議論が行われた。成果文書として「北京宣言」が採択され、主に以下の論点につき、認識が共有された。

（A）エネルギー安全保障の更なる強化に向けて、石油・ガスの供給に係る緊急時対応能力を強化する他、LNG市場を支えるために、仕向地条項の緩和を含む、良好な貿易・投資環境を作り上げることが重要性であること。

（B）発電を含むA P E C のエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーの比率を2030年までに2010年比で倍増させることを目指すこと。

（C）A P E C 地域における、高効率石炭火力発電や炭素回収・利用・貯留（C C U S）等の技術開発、及び適用を強化する他、ベースロード電源として機能するクリーンで質の高い原子力の安全且つ効率的な開発を支援すること。

以上に加え、日本が主導する「A P E C 低炭素モデルタウン・プロジェクト」の進展が称賛されるとともに、中国が提案した「A P E C サステナブル・エネルギー・センター」（A P S E C）の設立が承認された。

（2）閣僚会議

閣僚会議は、首脳会議の直前に開催される経済・貿易担当大臣及び外務大臣による会議のことである。分野別の大臣会合（貿易、エネルギー、中小企業、電気通信・情報産業等）などから、その年の議論の内容について報告を受け、成果を確認するとともに、今後A P E C 参加エコノミーが重点的に取り組むべき課題について議論が行われ、共同閣僚声明が発出される。

（ア）第26回A P E C 閣僚会議

2014年11月7日から9日にかけて中華人民共和国・北京においてA P E C 閣僚会議が開催された。我が国からは宮沢経済産業大臣及び岸田外務大臣が出席し、多角的貿易体制、F T A A P を始めとする地域経済統合の進展、経済改革及び成長の促進、インフラ開発を始めとしたコネクティビティ（連結性）の強化などについて、精力的に議論を行い、会議の成果として「閣僚声明」が発出された。多角的貿易体制については、W T O の交渉機能を取り戻すように呼びかけるとともに、I T A 拡大交渉のできるだけ早期

の妥結などを促し、多くの閣僚からの支持を得た。拡大する保護主義を抑止するため、新たな保護主義的措置を導入しない約束の期限を2018年まで延長することを、首脳に進言することを確認した。

また、アジア太平洋自由貿易圏(F T A A P)について、その実現に向けた取組を進め、T P PやR C E P等、この地域での既存の取組を礎として可能な限り早期にF T A A Pを確立するため、「F T A A P実現に向けたA P E Cの貢献のための北京ロードマップ」を承認した。また、「F T A A P実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始に合意した。さらに、我が国から提案した製造業関連サービス及び環境サービス貿易の自由化について、2015年中に行動計画を作成することに合意し、閣僚声明にも盛り込まれた。

経済改革及び成長の促進については、アベノミクスの成果について、経済の好循環を確かなものにするべく、法人税改革やイノベーションの促進を含む6月に改定した成長戦略を着実に実行していくことを報告した。また、女性の活躍推進への日本の取組として、女性の活躍が顕著なA P E Cエコノミーのベストプラクティスを共有する「A P E C女性活躍推進企業50選」が閣僚声明に盛り込まれた。

さらに、エネルギー安全保障の向上に向け、高効率石炭火力発電や基幹電源としての原子力発電等のクリーンエネルギー、再生可能エネルギー、エネルギー効率の向上、仕向地条項の緩和等による競争的で柔軟なL N G市場の構築の重要性について理解が得られた。

本年の優先課題の一つである連結性及びインフラ開発の強化については、インフラ開発投資に当たり、ライフサイクルコスト(調達・製造から廃棄までを含めた生涯費用)、環境性能や安全性等の「インフラの質」の重要性が認識された。また、今般日本が取りまとめた「インフラの質」の確保の方策を解説した「ガイドブック」が閣僚声明の中で歓迎された。

(3) 首脳会議

首脳会議は、A P E C参加国・地域首脳が参集し、その年の成果を確認するとともに、その後にA P E Cが取り組むべき課題と解決に向けた取組の方向性を議論するものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。

(ア) 第20回A P E C首脳会議

A P E C首脳会議(A E L M)及び関連会合が、2014年11月10日から11日にかけて、中国・北京において開催され、我が国からは、安倍内閣総理大臣が出席した。首脳会議では、「地域経済統合の進展」、「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」、「革新的な発展、経済改革及び成長の促進」などについて議論を行い、会議の成果として、A P E C首脳宣言「統合され、革新的な、かつ相互に連結されたアジア太平洋に向けた北京アジェンダ」及びA P E C 25周年記念声明「アジア太平洋パートナーシップを通じた未来の形成」を採択した。

(A) 地域経済統合の進展

多角的貿易体制支持と保護主義抑止、アジア太平洋自由貿易圏(F T A A P)の実現、グローバル・バリューチェーンの推進等が議論された。多くのエコノミーから、A P E Cとして多角的貿易体制を強く支持し、W T Oの交渉機能を巡る行き詰まりへの強い懸念が示され、打開に向けてしっかりと取り組んでいくべきであるとの意見が出された。安倍総理からは(1) W T Oでの交渉機能が危機的状況にあり、状況打開のための新たな方途の検討も含め、W T Oの信頼回復に向けた対応を考えていく必要がある。首脳レベルで保護主義抑止の強い決意を示し続けるべき。産業界の期待が大きい情報技術協定(I T A)拡大交渉の早期妥結のため、A P E Cエコノミーの一層の自由化に向けた取組に期待、(2) 日本は、F T A A Pのロードマップを支持し、その実現に向け、環太平洋パートナーシップ(T P P)、東アジア地域包括的経済連携(R C E P)等を積極的に推進。同時に「次世代貿易投資課題」への対処として、製造業関連サービスに関する貿易投資の自由化・円滑化に向けた議論を加速させたい、(3) より効率的なグローバル・バリューチェーンの構築のため、日本は「投資環境改善」及び「強靱性の強化」の議論をリードし、貢献していく旨発言。

(B) 革新的な発展、経済改革及び成長の促進

アジア太平洋地域の成長を促進するため、経済改革の推進、イノベーション、エネルギー、女性の活躍推進、腐敗対策、テロ、エボラ出血熱、気候変動等の地球規模問題への対処などについて議論された。安倍総理から、(1) アベノミクスの大胆な規制改革による日本経済再生を通じて、地域経済の更なる成長に貢献したい、(2) L N G市

場の発展や基幹電源である火力発電を可能な限り高効率化・低炭素化し、経済発展と気候変動対策を両立させることが鍵であり、日本は、世界最先端のクリーンエネルギー技術の普及により、世界のエネルギー効率改善に貢献していく、(3) 9月に東京で「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」を開催。地域の潜在力を最大限発揮するためにも、女性の活躍が顕著なAPECエコノミーの約50社のベストプラクティスの共有等、日本としてAPECにおける女性の活躍推進に積極的に取り組んでいく旨発言した。

(C) 包括的な連結性及びインフラ開発の強化

多くの首脳から、昨年のバリAPECの合意を受け策定された「連結性ブループリント」の策定を歓迎するとともに、その実施に期待する旨発言があった。安倍総理から、アジア太平洋地域の膨大なインフラ需要に適切に応えることが大きな課題であり、日本は地域における官民連携(PPP)の取組を一層積極的に後押ししていくこと、また、質の高い成長と持続可能な開発を実現するためには、ライフサイクルコスト等の「インフラの質」を勘案するとともに、環境社会配慮、透明性等「質の高いスタンダード」を確保しつつ、現地の雇用や能力構築につなげていくことが重要である旨発言した。さらに安倍総理から、エボラ出血熱は国際的な平和と安定に対する脅威であり、日本としてこれまで発表していた4000万ドルの支援に加え、さらに最大1億ドルまで支援を拡大し、今後も貢献を続けていく決意を表明した。

(D) 首脳会議の成果概要

以上の議論を踏まえ、首脳会議の成果として、APEC首脳宣言「統合され、革新的な、かつ相互に連結されたアジア太平洋に向けた北京アジェンダ」が採択され、概要は以下の通り。

a 地域経済統合の進展

- ・自由で開かれた貿易・投資の追求
- ・グローバル・バリューチェーン発展とサプライチェーン連結性の推進
- ・経済技術協力の強化

b 革新的な発展、経済改革及び成長の促進・経済改革、新しい経済、革新的な成長、包括的な支援、都市化

c 包括的な連結性及びインフラ開発の強化

2. 2. G7サミット、G20サミット

(1) G7ブリュッセル・サミット

(ア) 日程・場所

2014年6月4日～5日、ベルギー・ブリュッセルにてG7サミットが開催された。

参加国・地域は、G7(日本、イギリス、米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、EU)。

(イ) 主な論点

(A) 外交政策

ウクライナに関して、ポロシェンコ次期大統領の歓迎、ウクライナ支援の重要性、ロシアに対する外交的解決の呼びかけ等につき一致し、引き続き、G7として一致団結して対応していくことを確認した。東アジア情勢に関して、安倍総理から、航行・飛行の自由に関し、東シナ海、南シナ海における緊張の高まりを紹介し、世界のどこであっても「力を背景とした現状変更」を許してはならないことを訴えた。また、G7首脳は、全ての当事者に対し、領土又は海洋に係る権利の主張を国際法に基づいて明確にし、追求することを求めることで一致した。

(B) 世界経済

安倍総理から、アベノミクスの第3の矢によって、日本では有効求人倍率が17ヶ月連続で上昇し、1倍を超えていることや女性の活躍が前進していることについて言及しつつ、第3の矢の進捗や財政再建の取組について説明した。これに対し、各国より日本の経済政策について強い期待が表明された。成長の原動力となる貿易については、WTOバリ合意の早期実施の重要性を確認するとともに、TPP、日EU・EPA交渉等の可能な限り速やかな妥結を目指すことで一致した。

(C) エネルギー・気候変動

エネルギーについては、2014年5月に開催されたG7エネルギー大臣会合を受け、エネルギーが政治的な強制の手段や安全保障上の脅威として利用されてはならないことを再確認。ウクライナ支援に限らず、エネルギー源の多様化、供給源の多角化を含め、エネルギー安全保障の強化について幅広く議論した。気候変動については、2020年以降の新たな国際枠組みを合意することとなっているCOP21や、9月に予定されている国連事務総長主催の気候サミットについて首脳間で議論した。

(D)開発

ポスト 2015 年開発アジェンダの策定に向けた G 7 による政治的後押しの重要性、アフリカにおける成長の促進及び恒久的平和の前提条件となる安定と開発の重要性等について議論。安倍総理からは、ポスト 2015 年開発アジェンダは、人間の安全保障を指導理念とし、包摂性、持続可能性、強靱性を最大限考慮した枠組みとすべきであり、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや防災がしかるべく位置づけられるべき、来年 3 月の日本における第 3 回国連防災世界会議への協力を期待している旨表明し、各国の理解が得られた。その他、女性のエンパワーメントの実現に向けた支援の実施につき説明し、他国から評価を得た。

(2) G20 ブリスベン・サミット

(ア) 日程・場所

2014 年 7 月 18 日～19 日にオーストラリア・ブリスベンにて G20 サミットが開催された。

参加国・機関は、日本、ロシア、米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、オーストラリア、インドネシア、韓国、トルコ、メキシコ、サウジアラビア、アルゼンチン、EU、OECD、IMF、国際連合、世界銀行、ETO、ILO、FSB（金融安定化理事会）であった。この他、スペイン、ミャンマー（ASEAN 議長国）、モーリタニア（アフリカ連合議長国）、ニュージーランド、セネガル、シンガポールが招待された。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済

安倍総理から、日本が 1990 年代からデフレに陥った状況に言及しつつ、デフレ脱却を目指した安倍政権のこれまでの改革の取組及び経験について説明するとともに、インフラ整備に関する日本のアプローチ（人間中心の投資を通じた、質の高いインフラ整備と強固で持続可能な経済成長の実現）を説明した。また、経済成長のためには女性の経済への参画が重要であるとし、2014 年 9 月の「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」の開催を含む日本の具体的な取組と成果について説明した。

(B) 貿易

首脳間で、貿易は経済成長及び雇用創出の原動力であり、WTO は多角的貿易体制の基盤であるとの認識で一致し

た。また、保護貿易主義抑止の重要性を指摘し、スタンドスティール（新たな保護主義措置の不導入）及びロールバック（既存の保護主義措置の是正）のコミットメントの重要性が再確認された。安倍総理から、2018 年までに G20 全体の GDP 2% 引き上げという目標達成のため、WTO を中心とする多角的貿易体制の維持・強化と高いレベルの経済連携の推進が不可欠である旨等主張した。

(C) エネルギー・気候変動

エネルギーについては、強靱なエネルギー市場が経済成長に不可欠であるとの認識の下、エネルギー分野における更なる協調が必要であることで一致し、エネルギー協力に関する G20 原則に合意した。また、エネルギー効率の改善が経済成長、エネルギー安全保障等に資するとの観点から、G20 省エネルギー行動計画に合意した。安倍総理から、石炭火力発電を始めとする火力発電は世界の重要電源であり、途上国への支援を通じて、これを可能な限り高効率化・低炭素化していくこと、世界最先端のクリーンエネルギー技術の普及により、世界のエネルギー効率改善に貢献していくことを表明した。また、LNG を含む天然ガスが石油と並んで重要なエネルギー源となっている中、柔軟で競争的なガス市場の構築、特に、仕向地条項の緩和の重要性について説明した。気候変動については、全ての国が参加する公平で実効的な枠組みが来年の COP21 で採択されることの重要性が確認された。安倍総理から、COP21 に向けて日本として最大限貢献していくこと、この貢献の一環として、日本は、緑の気候基金（GCF）に対し、国会の承認が得られれば、各国の拠出額を勘案しつつ、最大 15 億ドルを拠出したいと考えている旨表明するなど、日本の取組を説明した。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

(1) 沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948 年 4 月、欧州の 16 か国で OEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後 1961 年 9 月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としての OECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は 1964 年に 21 か国目として加盟。2014 年現在、34 か国が加盟。

※OECD 加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタ

リア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政政策担当大臣とともに出席している。

(2) 閣僚理事会

(ア) 概要

2014年6月6日～7日、フランス・パリにおいてOECD閣僚理事会が開催され、我が国からは安倍総理、茂木経済産業大臣、甘利経済財政政策担当大臣、岸田外務大臣、林農林水産大臣他が出席した。2014年は我が国のOECD加盟50周年にあたることから、今次閣僚理事会では我が国が議長国を務め、「しなやかで強靱（レジリエント）な経済と包摂的社会－雇用と成長に向けた人々の能力強化」とのテーマの下、(1)人々の能力強化による持続可能でバランスの取れた包摂的成長としなやかで強靱な経済の実現、(2)東南アジアとの強固なパートナーシップ構築等を通じたよりグローバルなOECDの貢献の強化に焦点が当てられ、経済危機への対処、新しい成長の源泉、女性・高齢者・若年者の一層の参画、長期的課題（少子高齢化や気候変動）、東南アジアとの関係強化、開発等のトピックについて議論を行った。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済見通し

世界経済の成長及び貿易は、2014年から2015年にかけて緩やかに強化されていくとの見通しが示されるととも

に、米国経済の成長の加速化や、中国等新興国経済のリスク、地政学的リスク等について言及がなされた。日本からは、アベノミクス、包摂的で持続的かつレジリエントな成長、人材の強化、雇用について言及した。

(B) 東南アジア地域プログラム

東南アジア地域プログラム立ち上げ式典が行われたところ、グリア事務総長から、東南アジア地域プログラムの立ち上げとともに、OECDはパートナーである東南アジアと双方向で関係を深め、東南アジアの成長に向け協力していきたい旨述べられた。

続いて、安倍総理より、東南アジア地域プログラムの実施に当たっては、3つのL (Linking, Listening, Learning) が重要であり、投資環境の更なる整備や「中所得国の罠」といった課題に対して、OECDの知見をぜひ活用してもらいたい旨を述べた。

これを受け、ASEAN各国の閣僚から、東南アジアはOECDの知見を借りながら成長を力強いものとしていきたい、OECDと東南アジアとの関係強化に向けた議長国としての日本のイニシアティブに感謝するといった発言があった。

(C) 多角的貿易体制の強化

茂木大臣が議長を務め、自由貿易が成長と雇用創出の鍵となることを強調し、保護主義に対抗するためのスタンダードスティル、ロールバックのコミットメントを再確認した。また、グローバル・バリューチェーン(GVC)に関する作業の強化を奨励し、サービス貿易制限指標(STRI)に関するOECDの取組が歓迎された。

投資も雇用と成長にとって重要であり、投資のための政策枠組(PFI)改訂作業への期待とともに公平な競争条件の確保に向けたOECDの取組への支援が確認された。

3. 世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA/FTA)、投資協定

3. 1. 世界貿易機関(WTO)

(1) 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関(WTO)

1948年に発足したGATTの締約国は、過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定

を目指してきた。数次のラウンド交渉¹を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993 年のウルグアイ・ラウンド妥結後は、GATT を発展的に改組してWTO（世界貿易機関）が設立された。

WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。また、紛争解決機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、その対象範囲が拡大し実効性も向上している。

2001 年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、2011 年 12 月に行われた第 8 回WTO閣僚会議（MC 8）において、交渉対象全分野²の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013 年 12 月にインドネシア・バリで開催された第 9 回WTO閣僚会議（MC 9）において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。

ラウンド交渉以外でも、WTOにおいては、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。また、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置が導入されたが、我が国は、WTOの紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めてきている。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、保護主義抑止に向けた取組、ITA（情報技術協定）拡大交渉、TiSA（新たなサービス貿易協定）交渉、環境物品交渉、政府調達協定改正に向けた取組、といったラウンド外の複数国間（プルリ）交渉のほか、WTO協定の実施を概観する。

（ア）ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

(A) ドーハ・ラウンド交渉の特徴・経緯

2001 年にカタールのドーハで行われた第 4 回WTO閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバリゼーションやIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である。日本にとって本ラウンドの推進は、1. 他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2. 我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3. 通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4. 加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは 8 年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008 年 7 月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011 年 12 月の第 8 回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された（第Ⅲ-1-4-1-1 表）。

第 1 図 ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
N A M A (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、 非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い (S & D)

¹1960 年に開始された第 5 回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

²第 1 表 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

T R I P S (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示 (G I) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

その後、非公式閣僚会合等を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であると特定され、A P E C 閣僚・首脳会議等を通じて、同3分野からなる2013年12月の第9回閣僚会議（於：インドネシア・バリ）の成果（バリ・パッケージ）へのコミットメントが繰り返し確認された。

（B）第9回閣僚会議及びバリ合意の実施

2013年9月のアゼベド新事務局長就任以降、第9回閣僚会議の成功を目指し、交渉が加速された。3分野のうち、政治的対立が比較的少ない開発については進展が見られたものの、多くの論点が残る貿易円滑化と、食料安全保障目的の公的備蓄提案を巡る米国とインドの対立を抱える農業については交渉が難航した。

第9回閣僚会議の開会後も、インドが食料安全保障目的の公的備蓄の取扱いについて恒久的な解決が必要であると強く主張するなど自国の立場を堅持したため、バリ・パッケージの成立が危ぶまれたが、アゼベド事務局長の精力的な調整等によって最終的には全会一致で合意に至った（第2図）。

第2図 バリ・パッケージの合意内容

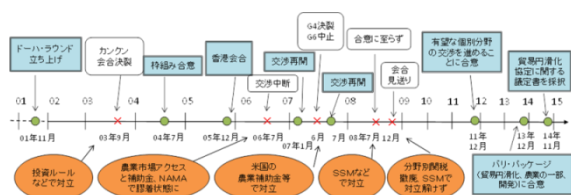
貿易円滑化	- 税関手続の透明性向上及び迅速化等のため、各国が実施すべき措置を規定（貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備、事前教示制度の整備等） - 開発途上国に対し実施までの猶予期間を認めるとともに、実施が困難な場合は、先進国等からの支援を条件とした猶予期間を認めることを規定
-------	---

農業	<u>1 食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定</u> - 恒久的解決が得られるまで、食料安全保障を目的とした公的備蓄制度がW T O 農業協定上削減対象となる国内支持であっても、紛争解決処理に持ち込むことを自制する - 上記合意は暫定的な位置づけとして、第11回閣僚会議（MC11）までに公的備蓄問題の恒久的解決を得るために合意すべく交渉する
	<u>2 関税割当の運用に関する了解（閣僚決定）</u> 関税割当の運用に係る透明性向上と未消化分の運用改善ルールを規定
	<u>3 輸出競争に関する閣僚宣言</u> 農業の輸出補助金を最大限抑制する旨の政治宣言
開発	綿花に関する進展を検証する専門会合の開催
	L D C 向け特惠制度の原産地規則ガイドライン
	L D C 向けサービス分野の優遇措置
	L D C 向け無税無枠措置
	途上国に対する特別な扱い（S & D）の履行モニタリング制度

資料：経済産業省作成。

第9回閣僚会議で合意された貿易円滑化は、税関手続の透明性の向上及び迅速化等を通じて我が国企業のグローバルな活動を支えるものであると同時に、1995年のW T O 設立以来初の全加盟国が参加して作成された協定である。第9回閣僚会議は、停滞していたドーハ・ラウンド交渉において画期的な成果を挙げ、W T O の交渉機能の信認維持に大きく貢献した。

第3図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



備考1: G4は、米国、EU、インド、ブラジル。G6は、G4+日本、豪州。
備考2: SSMは、途上国農業特別セーフガード措置のこと。
資料: 経済産業省作成。

パリ閣僚宣言（パリ合意）では、パリ・パッケージに加え、残るドーハ・ラウンドの交渉事項の進め方について12か月以内に作業計画（ポスト・パリ作業計画）を策定することについても合意した。2014年1月以降、作業計画策定に向けた議論が開始され、農業、非農産品の市場アクセス、サービスの3分野がポスト・パリの中心であり、実現可能性と野心のバランス等に注意を払うべきとの一定の共通認識が生まれた。しかし、新興国に応分の負担を求める先進国と、その他の途上国以上の責任を拒否し、途上国優遇を盛り込んだ2008年の議長テキストの維持を主張する新興国が、議論の入り口で対立したことから、アゼベド事務局長は、各国が譲歩できる余地について協議することを求めた。

5月に中国・青島で開かれたAPEC貿易担当大臣会合では、作業計画の年内策定へのコミットメントが表明されたほか、第9回閣僚会議で合意された7月末の期限までに貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改正議定書を採択することも確認され、同議定書の作成作業が進められた。

しかし、7月に入ると、協定の実施に係る支援への不安等から採択を憂慮していた一部途上国に同調する形で、インドが、食料安全保障目的の公的備蓄に関する作業が遅れているとして、途上国にとっての問題が解決されない限り同議定書採択のコンセンサスに参加できないと主張するようになった。豪州・シドニーで開催されたG20貿易大臣会合ではパリ合意の完全実施で一致したものの、7月24日から開催された一般理事会において、インドは、食料安全保障目的の公的備蓄制度に関する恒久的解決の期限について、第9回閣僚会議で合意された「2017年末」ではなく2014年末までに結論を得るべきであり、それまでは同議定書の採択を延期すべきと新たに主張した。かかる要求はパリ合意の内容を変更しかねないことから、日米EUのみならず、中南米、ASEAN、アフリカなど多数

の途上国も深い懸念を示したが、インドの立場は変わらず、7月31日深夜、一般理事会は同議定書の採択を行わずに終了した。

9月以降、状況を打開するための議論が交わされたものの、特段進展は見られず、中国・北京で開かれたAPEC閣僚会議及びAPEC首脳会議では、WTOの交渉機能の信認に影響を与えているとして、議定書採択の行き詰まりに対し、重大な懸念が表明された。こうした中、11月13日、米国とインドが、二国間で同議定書の採択に合意するとともに、食料安全保障目的の公的備蓄の扱いについて相互理解に達した旨発表した。この進展を受けて、同議定書の採択に向けた最終的な調整が行われ、11月27日に開催された一般理事会において全会一致で以下の合意が成立した。

＜2014年11月27日の一般理事会決定（計3件）＞

1. 食料安全保障目的の公的備蓄について、各国は、WTOの紛争解決手続に提訴しないとする措置が、恒久的解決が採択されるまで継続することを確認（期限の明確化）。恒久的解決を2015年末までに得よう最大限努力する。
2. 貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改正議定書を採択（第Ⅲ-1-5-3図）。同議定書は全加盟国の3分の2の受諾により発効する。
3. ポスト・パリ作業計画を2015年7月末までに策定する。

上記一般理事会決定を受けて、7月以降停滞していたポスト・パリの議論が再開された。2015年1月にスイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、2015年7月末までの作業計画策定に向けた交渉の進め方について意見が交わされ、設立20周年にあたる2015年がWTOにとって極めて重要な年であり、12月の第10回閣僚会議(MC10)では具体的な成果が必要との認識が共有された。作業計画については、新たな方法の検討や野心の水準の再調整などへの言及があり、議論を加速させていくことで一致した。我が国は、WTOによる多角的貿易体制の維持・強化に向けて、引き続き積極的に議論に貢献していく。

（イ）保護主義の抑止

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機が発生して以降、自国産業支援や雇用確保を目

的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった³。そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現するWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。

2014年11月に公表されたG20諸国・投資措置に関する報告書（第12版）は、調査期間中にG20諸国が新たに導入した保護主義的措置数が前期同様高い水準にあるとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPECの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。

G20、APECにおける保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである。2014年11月に中国・北京で開催されたAPEC首脳会議では、「スタンドスティル」約束の2018年末までの延長で一致するとともに、「ロールバック」のコミットメントを再確認した⁴。

（ウ）ITA（情報技術協定）拡大交渉

（A）拡大交渉の背景

ITA（情報技術協定）は、IT製品144品目（HS6桁ベース：附属書A⁵掲載品目のみ）について、ITA参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓な

ど29か国で合意し、1997年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2015年3月末現在、78か国・地域（ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。これらの国のITA対象物品の世界貿易総額に占める割合は97%以上となっており、ITAは世界貿易総額の約15%（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

現行協定の発効から18年が経過し、その間の技術進歩を受け、現行協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっている。

ITA拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去にWTOの紛争解決手続に付託されたこともある、ITAの対象等（現行協定の附属書Bから附属書Aへの移行を含む）の明確化を目的としている。

（B）拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17か国39業界団体（その後、同年5月に18か国41団体）がITA拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、ITAの主要参加国（日本、米国、中国、韓国、台湾など）がほぼ全て参加するAPECで、日本、米国が連携してWTOでのITA拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。

このAPEC首脳宣言を受けて、日本、米国連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EUが関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてITA拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTOが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日本、米国は、各国と連携してEUに対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでEUも合意し、交渉立ち上げの

³ 『通商白書 2009』第2章第3節参照

⁴ 2014年のG20ブリスベン・サミットでも、2013年のG20サントペテルブルグ・サミットにおけるスタンドスティル及びロールバックのコミットメントが再確認された。

⁵ ITA対象品目のリストは、附属書A（対象品目がHSによって特定されている品目）と、附属書B（関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

道筋ができた。

2012 年 5 月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーを WTO に提出し、5 月 14 日にジュネーブの WTO 事務局で開催された I T A 15 周年記念シンポジウムの翌日に開催された I T A 委員会公式会合で、I T A 拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉の現状

2012 年 5 月末以降、月に 1 回の頻度で日本、米国、E U、韓国、台湾、マレーシア等の関心国による交渉会合がジュネーブで開催され、関心国の要望品目を積み上げ、整理した「品目候補リスト」の作成が進んだ。

2012 年秋以降の交渉会合からは、フィリピン、シンガポール、そして I T 製品の最大の貿易国である中国が参加し、「品目候補リスト」の絞り込みが行われるとともに、各国のセンシティブ品目に関する議論も行われた。しかしながら、2013 年 7 月の交渉会合において、中国の広範なセンシティブ品目リストに大きな改善が見られなかったことから、7 月の交渉会合は中断されることになった。

その後、A P E C 等の場を活用して、各国ハイレベルで中国に対する働きかけを続けた結果、2013 年 10 月から交渉が再開され、2013 年 11 月の交渉会合において、各国が妥結に向けて譲歩する中、中国等が多くのセンシティブ品目を維持し続けたこと等から、妥結に至らなかった。

2014 年 11 月の A P E C 北京首脳会合時に、米国、中国間で対象品目について合意したことを受け、12 月から交渉が再開されたが品目合意に至らず、2015 年に持ち越しとなった。

2015 年 3 月末現在、現行 I T A 対象品目の世界貿易額の 90%以上をカバーする 53 か国・地域（内、E U は 28 か国）が I T A 拡大交渉に参加している。

(エ) T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995 年の G A T S 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTO においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は F T A / E P A の締結等を通

じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011 年 12 月に開催された第 8 回 WTO 閣僚会議では、1. 途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2. 一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012 年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。

2012 年 7 月 5 日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21 世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013 年 6 月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行った⁶。2015 年 3 月末現在のメンバーは、51 か国・地域（日本、米国、E U（28 か国）、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、パラグアイ、ウルグアイ、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン）である。

(オ) 環境物品交渉

(A) 議論の背景

2001 年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（C T E S S）の設置が盛り込まれ、これを受けて、C T E S S において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、A P E C に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011 年 11 月の A P E C ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実効関税率を 5%以下に削減する旨合意さ

⁶ 外務省 HP

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

れ、2012 年 9 月の A P E C ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として 54 品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

A P E C において環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことも受け、2012 年 11 月より、ジュネーブにおいて、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国(日本、米国、E U、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)で、W T O での今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論が開始された。

2013 年 6 月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、A P E C 環境物品リストを基に、W T O において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後 1 年間で当該品目の世界貿易シェアの 90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013 年 10 月の A P E C バリ首脳会議において、A P E C 環境物品リストを基に W T O で前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの W T O 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国 14 か国・地域(日本、米国、E U、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ)が、W T O における環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月に、有志国 14 か国・地域で環境物品交渉を立ち上げ、A P E C で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C) 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1 回のペースで交渉会合がジュネーブで開催されている。2015 年 3 月末までに 5 回の交渉会合が開催され、交渉参加国による要望品目の積み上げ作業が行われた。2015 年 1 月からはイスラエルが、3 月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、3 月末現在では 17 か国・地域が交渉に参加している。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としての W T O の再活性化という観点から、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(カ) 政府調達協定の改正

1994 年に作成された政府調達協定(1996 年に発効)は、協定発効から 3 年以内に新たな交渉を行うことが規定されていたことから、1997 年から政府調達委員会において、1. 協定の改善・手続の簡素化、2. 開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、3. 協定の適用範囲(調達機関等)の拡大の 3 つを主な見直しの内容とする政府調達協定の改正交渉が開始された。

1. については、2006 年 12 月に改正条文案に関する暫定合意が成立した。

2. 及び 3. については、2004 年 7 月に協定の締約国間で合意したモダリティ(交渉の枠組み)に基づき、協定の締約国間で提出されたリクエスト(他の協定の締約国に対する協定の適用範囲拡大の要求)及びオファー(自国の適用範囲拡大に係る提案)に基づいた二国間交渉が継続的に行われた。協定の締約国間の見解の相違を埋めるのは容易ではなく、長年にわたり合意を達成することができなかったが、2011 年 12 月 15 日に第 8 回 W T O 閣僚会議に先立ち開催された W T O 政府調達閣僚会議において、14 年間続いた交渉が実質的妥結に至り、2012 年 3 月 30 日、政府調達委員会において政府調達に関する協定を改正する議定書が正式に採択された。交渉の妥結により、各国が政府調達協定の適用対象とする機関を拡充するなど対象範囲を拡大し、更なる政府調達市場が創出されることになった。例えば、日本は対象となる物品・サービスの調達の基準額の引下げなど、米国は連邦政府の 10 機関を新たに対象に追加、韓国は中央政府機関 10 機関及び地下鉄等を新たに対象に追加した。W T O 事務局によれば、協定の改正により、年間 800 億から 1,000 億ドル規模の新たな政府調達市場が創出されると推計されている。また、協定の条文も改正され、加入交渉中及び実施の過程における開発途上国に対する S & D(特別のかつ異なる待遇)の提供など開発途上国の加入を促進するための規定等が導入された。この改正の背景には、1994 年に作成された政府調達協定の締約国のほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加入促進が重要な課題の 1 つである点が挙げられる。また、電子的手段の利用の奨励等、より効率的な手続を行うための規定も整備され、これらにより外国の政府調達への参加が容易になることが期待される。

政府調達協定の改正議定書の発効のためには政府調達協定の締約国の3分の2が受諾しなければならず、2014年3月7日までにこの要件を満たすこととなる9か国及びEUが改正議定書を受託したため、その後30日目の日にあたる4月6日に改正議定書は発効した。我が国については、2013年12月3日に改正議定書の締結のための国会承認を得たのち、改正議定書によって改正された政府調達協定の実施のために必要な政令等の改正作業を進め、2014年3月17日にWTO事務局へ受諾書を寄託し、その後30日目にあたる4月16日に改正議定書が発効した。改正議定書の発効により、我が国の供給者等が参加できる他国の政府調達の範囲が拡大するとともに、我が国自身の政府調達をより効率的かつ機動的に行うことが可能となる。

(キ) WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルールを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO協定上の手続は、問題となっている措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいわずに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほかWTOの紛争解決手続の活用により、WTO協定に違反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続が用いられた案件は491件（2015年3月末現在）に上っている。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は18件あり、係争中の2件を除く16件のうち、15件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2015年3月末現在）。また、我が国は、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関

して我が国の立場を述べている。

(ク) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A) 中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD（アンチ・ダンピング）措置

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

本措置は、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、AD協定に違反する可能性があったため、我が国は、2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、超々臨界圧の石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。

その後も中国政府に対し、日本製品の調査対象からの除外を求めて働きかけを行うなど対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2012年12月、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行い、2013年1月に協議を実施した（EUが第三国参加）。協議結果を踏まえ、4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置された。また、同年6月にはEUが本件についてWTO協議要請を行い、同年8月にパネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。2015年2月、中国のAD協定違反を認めるパネル報告書が配布されたが、一部の論点について我が国の主張が認められなかったため、同年5月、我が国はこれらの一部論点について上訴を行った。

(B) ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、2008年

から 2010 年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量 1000cc～1500cc 及び 1500cc～2200cc の乗用車）に対するセーフガード調査を開始した。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点で W T O 協定の措置発動要件を満たすかについて強い疑義があったため、我が国は、W T O セーフガード委員会において懸念を表明するとともに、調査手続における公聴会への参加や、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡の発出等を通じて懸念を表明しつつ、本措置の発動を控えるよう要請を行った。

しかしながら、2013 年 3 月、ウクライナ政府は「公告日（同月 14 日）の 30 日後から 3 年間、排気量 1000cc～1500cc の輸入乗用車に対して 6.46%、排気量 1500cc～2200cc の輸入乗用車に対して 12.95% の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、同年 4 月に課税が開始された。これを受け、我が国は、閣僚レベルでの申し入れをはじめ、二国間及び W T O の関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかったため、同年 10 月、W T O 協定に基づく二国間協議を要請した。同年 11 月及び 2014 年 1 月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことから、同年 2 月、パネル設置要請を行い、同年 3 月にパネルが設置され、現在パネル審理中である。

(C) 中国の原材料輸出規制への対応

中国政府は、多くの原材料品目について輸出規制措置を実施している。各国は、中国の輸出規制措置が、G A T T（関税と貿易に関する一般協定）及び中国の W T O 加盟議定書に整合的でないとして、W T O の委員会や二国間協議の場で累次の是正を求めてきた。これに対し、中国政府からは、輸出規制措置の目的は、環境への配慮及び有限天然資源の保存であり、G A T T 第 20 条に整合的であるとの回答がなされたが、加盟議定書上の措置を正当化する根拠等について、詳細な説明は行われてこなかった。

2009 年 6 月、米国、E U 及びメキシコ⁷は、ボーキサイト、コークス、蛍石等の原材料 9 品目に対する輸出規制措置が W T O 協定に整合的でないとして協議要請を行ったが、協議による解決に至らなかったため、同年 12 月にパネルが設置された（我が国は第三国参加）。2011 年 7 月に

は、中国の輸出規制措置は W T O 協定に整合的でないとするパネル報告書が公表され、同年 8 月に中国は上訴したが、2012 年 1 月にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。これにより、中国は、協定整合的でないと判断された輸出規制措置の是正が求められ、中国政府は、2013 年 1 月以降、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの 6 品目の輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については加盟議定書で定められている範囲内の税率へと措置を是正した。加えて、ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコンカーバイド、亜鉛については輸出数量制限を撤廃するなど、勧告を履行している。

2012 年 3 月、我が国は、米国及び E U とともに、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限等）について、W T O 協議要請を行い、2012 年 4 月に協議を実施した。しかし、協議による解決に至らなかったため、同年 6 月、日本、米国、E U がパネル設置要求を行い、同年 7 月にパネルが設置された。2014 年 3 月、日本、米国、E U の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表され、同年 4 月、中国及び米国が上訴した。同年 8 月、上級委員会報告書が公表され、パネルと同様、3 か国の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置は G A T T 及び中国加盟議定書に整合しないと判断が確定した。本パネル及び上級委員会の判断は、重要資源であるレアアース等の安定供給の確保のみならず、一部の資源国の保護主義的な動きを牽制する観点からも意義深い。なお、中国は W T O の勧告に従い、輸出数量制限を 2015 年 1 月 1 日に撤廃するとともに、輸出税についても 2015 年 5 月 1 日から撤廃した。我が国としては引き続き輸出規制の運用の状況を注視し、必要に応じて W T O 協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

(D) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

アルゼンチン政府は、2008 年 11 月、金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度を導入した。その後、同制度の対象品目を拡大し、対象品目は約 600 品目に達し、加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1 ドルの輸入を行

⁷ メキシコは 2009 年 8 月に協議要請を実施。

う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施した。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。なお、2013年1月には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は存続した。

これらの輸入制限的措置は、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性があったため、我が国は、産業界による改善要望も踏まえ、2012年8月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、同年9月に協議を実施したが、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、米国・EUとともにパネル設置要請を行い、2013年1月にパネルが設置された。2014年8月、日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が発出され、これに対して同年9月にアルゼンチンが上訴を行い、同年10月には日本、EUが反上訴した。2015年1月、上級委員会最終報告書が発出され、アルゼンチンの輸入制限措置について、GATTに違反するとした。我が国は、アルゼンチンが本パネル及び上級委員会の判断に従い、早期に本輸入制限的措置を是正するよう強く求めていく。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

（1）経済連携協定（EPA/FTA）

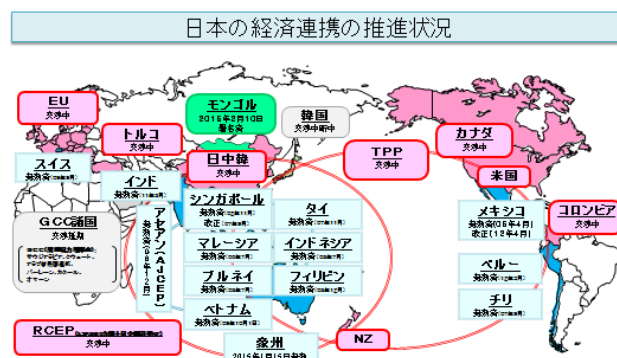
EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする2国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、1.欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国がNAFTA（1994年発効）、EC（1993年

にEUへ発展）が単一市場の構築への取組を加速させる等）、2.NIESやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、3.2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)3の通報件数は、1990年には27件に満たなかったが、2015年4月7日時点で612件まで増加している。

以下、2014年度までの取組について説明する。



（ア）アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

アジア太平洋地域では、APEC参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：エフターブ）の実現が目指されており、そのための道筋として、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日本、中国、韓国FTA等の広域経済連携の取組が同時に進行している。

2013年3月には日本、中国、韓国FTA、2013年5月にはRCEPについてそれぞれ交渉が開始され、米国とEUとの間でも2013年7月に環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）協定交渉が開始した。2014年5月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルのEPA/FTAの締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期待されている。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) T P P (環太平洋パートナーシップ) (交渉中)

T P Pは、アジア太平洋地域において、21 世紀型の新たな経済統合ルールの土台を作り上げていく野心的な試みである。高いレベルの関税削減・撤廃だけでなく、サービス、投資、知的財産、金融サービス、電子商取引、環境、国有企業等、幅広い分野で新たなルールを構築することで、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことができるものと期待される。

日本は、2013 年 7 月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に参加した。日本は 12 か国中最後に交渉に参加をする形となったが、これまで交渉の進展に大きな役割を果たしてきた。

2014 年度においては、5 月にシンガポールで、10 月に豪州で閣僚会合が開催されるなど、交渉の早期妥結に向け継続的に議論が行われた。11 月に中国・北京で開催された A P E C 首脳会議の際には T P P 閣僚会合及び首脳会合も開催され、交渉の終局が明確になりつつあることを受けて、T P P 協定の妥結を最優先とすることを閣僚及び交渉官に対し指示したとの首脳声明が発出された。

これを受け、その後も複数回の首席交渉官会合が開催されるなど、早期妥結に向けて交渉が進められている。

(B) 東アジア地域包括的経済連携 (R C E P (アールセップ) : Regional Comprehensive Economic Partnership) (交渉中)

R C E Pは、世界全体の人口の約半分、G D P の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には F T A A P (アジア太平洋自由貿易圏) の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 E P A が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって E P A を活用する企業の負担軽減が図られる。

2013 年 5 月にブルネイで第 1 回交渉会合が開催されて以降、2015 年 3 月までに 7 回の交渉会合と 2 回の閣僚会

合が開催されている。2014 年 8 月にミャンマーで開催された第 2 回閣僚会合では、物品貿易に関するイニシャル・オファーの進め方やサービス・投資の自由化方式について議論が行われた。現在、貿易交渉委員会 (Trade Negotiating Committee) に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経済技術協力、法的制度的事項、S T R A C A P (貿易の技術的障害)、S P S (衛生植物検疫措置)、原産地規則、貿易円滑化・税関手続といった幅広い分野について交渉が行われている東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、包括的で高いレベルの協定を目指し、2015 年末の妥結に向け、迅速かつ精力的に交渉を進めているところである。

(C) 日本、中国、韓国・F T A (交渉中)

日本、中国、韓国三か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、三か国の G D P 及び貿易額は、世界全体の G D P 及び貿易額の約 2 割を占める。日本、中国、韓国 F T A は、三か国間の貿易・投資を促進するのみならず、F T A A P (アジア太平洋自由貿易圏) の実現にも寄与するものである。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2015 年 3 月までに計 6 回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、S P S (衛生植物検疫)、T B T (貿易の技術的障害)、法的事項、電子商取引、環境、協力等の広範な分野について議論を行ってきた。2015 年 1 月に行われた第 6 回交渉会合 (首席代表会合) においては、主に物品貿易、サービス貿易、投資等の分野について集中的な議論が行われた。

また、2015 年 3 月、3 年ぶりにソウルにて日本、中国、韓国外相会議が開催され、3 か国の外相間で「日本、中国、韓国 F T A 交渉の加速化に向け継続的努力を払う」ということで一致している。

(D) 日本、E U ・E P A (交渉中)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、E U との E P A 交渉が挙げられる。日本と E U は、世界人口の 1 割、貿易額の 2 割、G D P の 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日本、E U ・E P A は、日本、E U 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先頭役を果たす

ものといえる。

2013 年 4 月の交渉開始以降、2015 年 3 月までに、9 回の交渉会合が開催されている。2014 年 5 月か 6 月にかけては、EU 側の内部プロセスとして、欧州委員会による交渉開始 1 年後の「見直し（レビュー）」が行われたが、交渉継続の決定がなされている。2014 年 5 月には安倍総理が欧州を訪問し、2015 年中の大筋合意を目指したいとの考え方を様々な機会において伝え、欧州各国及び EU の首脳との間で早期締結の重要性につき一致した。同年 11 月に行われた日本、EU の首脳会談においても、安倍総理とユンカー新欧州委員長は、日本、EU・EPA に関し、2015 年中の大筋合意を目指して交渉を加速化させていくことで一致している。

2015 年 2 月 23 日～27 日に行われた第 9 回交渉会合では、関税、非関税措置、投資・サービス、政府調達等の広範な分野で議論が実施され、一定の進展があった。引き続き、2015 年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速していく。

(E) 日本、豪州・EPA（2015 年 1 月 15 日発効）

2003 年 7 月、首脳会談において署名された「日本、豪州貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究が実施され、本共同研究は 2005 年 4 月に終了した。その後、同年 4 月の首脳会談において、EPA/FTA のメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の在り方について政府間で研究することに合意し、同年 11 月から 2006 年 9 月の間に、5 回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006 年 12 月、首脳間で EPA 交渉開始が合意された。2007 年 4 月から 2012 年 6 月までに 16 回の交渉会合を開催するとともに、非公式の実務者レベルの協議を行い、日本、豪州両国の主張の隔たりを埋めるべく議論がなされた。2014 年 4 月の首脳会談において、7 年越しとなった日本、豪州 EPA 交渉が大筋合意に至り、同年 7 月の首脳会談で署名、2015 年 1 月 15 日に発効した。

豪州は我が国にとって中国、米国、韓国に次ぐ 4 番目の貿易相手国であり、これまでに締結した二国間 EPA のパートナーとしては最大である。我が国から豪州への輸出額の 3 割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに 8 割を超える水準になり、残りの有税品目も 8 年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野（MFN 税率 5%）では、

豪州への完成車輸出額の約 75%が即時に関税撤廃される。残る完成車も、3 年目には関税が全て撤廃される。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、小麦・大麦・牛肉・乳製品・砂糖といった重要な食料の安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

(F) 日本、モンゴル・EPA（2015 年 2 月 10 日署名）

2012 年 3 月の日本・モンゴル首脳会談において交渉を開始することで一致した日本・モンゴル EPA 交渉は、2014 年 7 月の日・モンゴル首脳会談において大筋合意が確認された。また、2015 年 2 月の日本・モンゴル首脳会談において、両国首脳間で協定への署名が行われた。

本協定により、我が国からモンゴルへの輸出における無税品目の割合が、現状、輸出額の 1%未満から発効後 10 年間で約 96%まで拡大し、モンゴル市場へのアクセスが格段に改善する。特に、自動車については、主力の 4,500cc 以下の完成車（製造後 0～3 年）が発効後直ちに無税となる。関税以外の分野でも、特に、投資分野においては、民間企業のモンゴルの資源・エネルギー分野への参入に際して、投資許可段階からの内国民待遇・最恵国待遇が付与されるほか、ISDS 条項（投資家と国家間の紛争解決）の適用が盛り込まれるなど、日本側から見たモンゴル側の投資環境が大きく改善する。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。

また、日本・モンゴル EPA はモンゴルにとって初めての EPA/FTA となる。両国は、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」について、2013 年 3 月の首脳会談時には 1. 政治・安全保障分野、2. 経済分野、3. 文化・人的交流分野を中心に発展させていくことで一致しており、本協定の締結はその強化に大きく寄与するものである。

(G) 日本・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス・投資章実質合意）

ASEAN 全加盟国との EPA である日本・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年

4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたA J C E Pのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日本・A S E A N特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。今後も引き続き残された技術的論点等の調整を行っていく。

(H) 日本、カナダ・E P A（交渉中）

日本・カナダE P A交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日本・カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間E P Aの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。

直近の会合では、サービス貿易、投資、知的財産、鉱物・エネルギー資源・食料等の分野につき有意義な議論が行われた。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の43.6%（2013年）、カナダから日本への輸出における有税品目は29.6%（2013年）となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（6.1%）、自動車部品（6～8.5%）、タイヤ（6.5～7%）となっている。

(I) 日本、コロンビア・E P A（交渉中）

コロンビアは、高い成長率（今後5年間で平均4%強）が見込まれる人口4,600万人の市場であり、E P Aを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済みの中南米諸国・米国・カナダとのF T Aに加え、E U、韓国とのF T Aに署名済みである。

2011年9月の日本・コロンビア首脳会談において、日本・コロンビアE P Aの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012年7月にあり得べきE P Aは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書がとりまとめられた。同報告書を踏まえ2012年9月に行われた日本・コロンビア首脳会談にて、両国はE P A交渉を開催することで一致し、2012年12月に第1回交渉が開催された。

その後、2014年7月に行われた日本・コロンビア首脳会談において、両首脳は、できる限り早期の合意を目指し

交渉を加速化することを確認した。最近では2015年3月に第10回会合が開催され、物品貿易、政府調達、原産地規則、知的財産、電子商取引等の幅広い分野について議論が行われ、進展が見られた。

(J) 日本、トルコ・E P A（交渉中）

トルコは高い成長率（今後5年で平均5%強）が見込まれる人口7,500万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日本・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓国、トルコF T A（物品協定）に劣れない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日本・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日本・トルコE P Aの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され同年7月に日本・トルコの両政府にE P A交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日本・トルコ首脳会談にて、両国はE P A交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。日本・トルコE P Aによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(K) 日本、韓国・E P A（交渉中断中）

韓国とのE P A交渉は2003年12月の交渉開始後、2004年11月の第6回交渉会合を最後に中断しているが、2008年の日本・韓国首脳会談を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。2011年10月に行われた日韓首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき一致し、課長級実務協議が行われるなど、引き続き交渉再開に向けた調整が進められている。

(L) 日本、G C C・F T A（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるG C C（湾岸協力理事会）諸国とのF T Aについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、G C C側の要請

により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77%（2013 年）を占め、また我が国からの総輸出額も 2 兆円に達する（2013 年）。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

（２）投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 38 件の投資協定及び投資章を含む経済連携協定に署名し、うち 32 件が発効している（2015 年 3 月現在）。

一方で、世界の投資協定数は大きく増加しており、UNCTAD（国連貿易開発会議）の調べでは、2013 年時点で 2,902 件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に 100 件前後の投資協定を締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日

モンゴル	2001 年 2 月 15 日	2002 年 3 月 24 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年 3 月 22 日	2003 年 1 月 1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年 9 月 14 日	2005 年 9 月 17 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年 7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年 9 月 9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年 3 月 27 日	2007 年 9 月 3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年 4 月 3 日	2007 年 11 月 1 日
カンボジア	2007 年 6 月 14 日	2008 年 7 月 31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年 6 月 18 日	2008 年 7 月 31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年 8 月 20 日	2008 年 7 月 1 日
ラオス	2008 年 1 月 16 日	2008 年 8 月 3 日
ウズベキスタン	2008 年 8 月 15 日	2009 年 9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月 1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年 2 月 19 日	2009 年 9 月 1 日
インド（経済連携協定）	2011 年 2 月 16 日	2011 年 8 月 1 日
ペルー（経済連携協定）※2	2011 年 5 月 31 日	2012 年 3 月 1 日
パプアニューギニア	2011 年 4 月 26 日	2014 年 1 月 17 日
コロンビア	2011 年 9 月 12 日	未定
クウェート	2012 年 3 月 22 日	2014 年 1 月 24 日
日本、中国、韓国	2012 年 5 月 13 日	2014 年 5 月 17 日
イラク	2012 年 6 月 7 日	2014 年 2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年 4 月 30 日	未定
モザンビーク	2013 年 6 月 1 日	2014 年 8 月 29 日

ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年 8 月 7 日
豪州	2014 年 7 月 8 日	2015 年 1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	未定
ウルグアイ	2015 年 1 月 26 日	未定
ウクライナ	2015 年 2 月 5 日	未定
モンゴル（経済連携協定）	2015 年 2 月 10 日	未定

備考 1：2004 年 12 月 19 日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

備考 2：2009 年 12 月 10 日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている

備考 3：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。

備考 4：2015 年 3 月末時点。

4. 新興国戦略

（1）概要

我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国の需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を捕捉して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。新興国の成長を最大限に取り込んでいくためには、それぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

そこで、各地域の事情を踏まえて、新興国を次の 3 グループに分類し、1. 政策対話や技術実証による相手国での制度構築支援、2. ロビイング活動の強化による規制・制度環境の整備、3. ミッション派遣・招聘や商談会及びテストマーケティング等による商機拡大、4. 安全対策セミナーを通じた我が国企業の進出環境整備といった取組を継続している。

（2）新興国市場の 3 類型

（ア）中国・ASEAN：フル進出

第 1 グループは、「中国・ASEAN」である。同地域は、特に ASEAN における中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。ただし近年、海外の競合企業との競争が激化している。

今後は、サプライチェーンの高度化等を通じて「更に深

く」、「更に幅広い」産業の進出により需要を取り込む、『フル進出』を目指す。

（イ）南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米：クリティカル・マス到達

第 2 グループは、「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米」である。同地域は、富裕層・中間層も育ち、市場規模も大きく、成長率も高いが、我が国企業の進出は相対的に遅れていることから、逆転を目指すさなければならない市場といえる。

これらの市場では、戦略的に『クリティカル・マス到達』を目指す有望分野に絞って、集中的に取り組んでいく。

（ウ）アフリカ：成功事例の創出

第 3 グループは、「アフリカ」である。同地域は、2030 年頃にかけて、大幅な人口増が起こり、かつ市場も大規模に拡大するであろうとの期待も高いが、我が国企業の進出が進んでおらず、いわば不戦敗状態にある。

今後は、我が国企業が安心して投資できる環境整備を通じて、1 つでも多くの『成功事例』を創出するとともに、資源・インフラ関連の個別プロジェクトの実現を目指す。

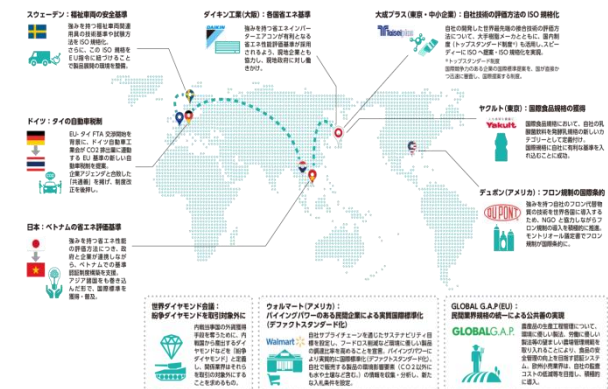


図 制度環境の整備

5. 二国間関係

5. 1. アジア大洋州各国関係

（1）日本、中国関係

2006 年 10 月に日中双方で発表した「日本・中国共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」（戦略的互惠関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、戦略的互惠関係構築のための様々な取組が進められた。

しかしながら、2012 年 9 月の日本政府による尖閣諸島の

取得・保有後、中国各地で反日デモが発生し、一部暴徒が日系企業への破壊行為を行い、中国国内での日本製品の販売にも影響が出るなど、日本、中国経済関係も大きな影響を受けた。2012年9月以降、経済産業分野では、首脳級、経済関係の閣僚・次官級での二国間対話・交流が滞っていたが、2014年11月APEC首脳会合における日中首脳会談に先立ち、同月APEC閣僚会合において、宮沢経済産業大臣は高虎城・商務部長及び苗圩・工業信息化部長と会談した。

(ア) 省エネルギー・環境協力

中国は急速な経済発展に伴い、消費するエネルギー量や環境負荷等が大きくなる中、省エネルギー・環境改善を一層促進することが国家的な目標となっているが、これは日本、中国関係の発展にとっても重要な政策課題である。「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は、2006年から毎年開催されているもので、日中両国の官民のリーダーが参加し、省エネルギー・環境分野に関する政策、経験、技術などについて意見交換等を行っている。2014年12月には北京において2年ぶりに、「第8回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」が開催され、高木経済産業副大臣、解振華・国会発展改革委員会副主任、高燕・商務部副部長が出席した。

(イ) 貿易投資環境上の諸課題

日本、中国間の経済関係を維持・拡大するためには、貿易投資におけるビジネス環境を整備する必要がある。そのため、首脳・閣僚間の会談や次官級定期協議を始め、様々なレベル、機会を活用した中国側への働き掛けが重要である。

レアアースを始めとするレアメタルは、我が国ハイテク産業等にとって重要な原材料であり、その安定供給は必要不可欠であるが、中国政府は環境・資源保護を理由に輸出規制や生産規制を実施した。2012年3月、我が国は、中国のレアアース等の輸出規制がWTO協定に違反する疑義があるため、米国及びEUとともに、WTO協定に基づく政府間協議を要請した。その後、協議では解決に至らないため、日本・米国・EUの要請により、同年7月にパネルが設置され、審理が開始された。2014年3月、パネル最終報告書が公表され、パネルは日本・米国・EUの主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はWTO協定に違反すると判断を示した。このパネル報告書に関して、2014

年4月、中国はパネルの判断を不服として上訴(WTO上級委員会に申し立て)を行った。同年8月に上級委員会報告書が公表され、パネル報告書と同様に中国の輸出規制措置のWTO協定違反が示された。当該報告書を受けて、同年12月にレアアース、タングステン、モリブデンについては輸出量制限の対象から外れた。

日本製鉄鋼製品(高性能ステンレス継目無鋼管)に対するアンチ・ダンピング(AD)調査に関しては、中国製品との競合性がないとして、対話による解決を図ってきたが、中国側はAD措置を行い解決に至らなかったため、2012年12月にWTO協定に基づく二国間協議を要請した。しかし、協議では解決に至らなかったため、日本は2013年4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置され、2015年2月にパネル報告書が公表され、中国の措置がWTO協定に違反すると認定を受けた。なお、EUも2013年6月に二国間協議を要請、8月にパネル設置を要請し、我が国の案件と同一のパネルにより、中国の違反が認定された。

(2) 日本・韓国関係

(ア) 貿易・投資等

2014年の日本、韓国貿易は輸出輸入ともに減少し、総額は約860億ドル(対前年比▲9.2%)と3年連続で減少した。また日本からの対韓国直接投資(実績ベース)も2年連続で減少し、2014年は21.1億ドル(同▲26.6%)となった。この要因としては過去の急激な円高ウォン安の修正が続いていることや日本、韓国政治関係の影響等、様々な指摘されている。一方で、日本、韓国ともに相手国が第3位の貿易相手国という位置づけは変わらず、また、韓国にとっては日本が最大の投資国(1962年以降の累積)という関係は依然として維持されている。

(イ) 徴用工訴訟問題

韓国における高裁判決を不服として2013年7月に新日鉄住金と三菱重工がそれぞれ韓国大法院に上告した裁判については、この期間、判決に向けた特段の動きはなかったが、ソウル地裁では2014年10月に不二越が敗訴し、控訴する等、いくつかの動きがあった。

また、2014年6月「日帝強制動員被害者支援財団」が発足した。同財団は被害者への福祉支援や犠牲者の追悼・慰霊を行うこととし、当面は政府予算とポスコからの支援

金等で支えられるが、日本政府や“日本戦犯企業”からも支援金を得るとの方針が報道されていたが、内部対立の末、2015 年 2 月にソウル行政法院から設立許可無効等の判決が下された。

（ウ）日本産水産物に対する輸入規制強化

韓国が 2013 年 9 月に福島県を含む 8 県からの全ての水産物の輸入を禁止する特別措置を決定したことに対する我が国からの措置撤回の働きかけに対して、韓国政府は 2014 年 9 月に専門委員会を設置した。同委員会の 2014 年 12 月の訪日調査への対応を含め、韓国側に対しては繰り返し、措置撤廃の働きかけと汚染水問題に関する情報提供を行った。

（３）日本、モンゴル関係

1990 年以降、民主化、市場経済化を進め、急速に発展するモンゴルは、石炭、レアメタル等豊富な鉱物資源に恵まれていることから、更なる成長が期待され、我が国にとっても重要な資源国である。

2013 年 3 月に安倍総理がモンゴルに訪問し、同年 9 月には「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」が策定されるとともに、首脳・閣僚レベルの緊密な往来等により、両国関係は拡大・発展してきている。

安倍総理は 2014 年 7 月に「モンゴル・ビジネス・フォーラム」出席のため来日したエルベグドルジ大統領と首脳会談を行い、双方は、日本、モンゴル E P A 交渉が大筋合意に至ったことを受け、「戦略的パートナーシップ」を更に強化するため、経済分野での協力の強化が重要である点で一致し、今後更に互恵的かつ相互補完的な関係を深めていくことを表明した。また、安倍総理からは、「モンゴルの輸出と産業多角化を促進するためのエルチ・イニシアティブ・プラス」（エルチ・イニシアティブ・プラス）を提案し、モンゴルの中長期的な経済政策の策定を後押しすることを表明した。

「エルチ・イニシアティブ・プラス」はモンゴルの活力ある経済発展のため、2013 年 3 月に安倍総理がモンゴル訪問時に打ち出した「エルチ・イニシアティブ」を補完するものとして新たに提案したものであり、主な支援内容は以下のとおり。

〔1〕貿易・投資環境の整備

経済アドバイザーの派遣、E P A がモンゴルにおいて有効活用されるよう人材育成を含めた必要な支援の実施。

〔2〕主力産業の付加価値向上

農牧業産品・鉱業産品の高付加価値化。

〔3〕新たな産業創出のための取組

新たな産業分野に焦点を当て、民間企業間のビジネスを促進するとともに人材育成を支援。

〔4〕二国間／地域の協力枠組みの活用

日本、モンゴル官民合同協議会の枠組みを活用した官民協力の推進、モンゴル政府と東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）の連携強化の後押し。

安倍総理は 2015 年 2 月に来日したサイハンビレグ首相と首脳会談を行い、双方は、日本、モンゴル E P A が約 3 年間に亘る交渉の末に、同協定の実施取極及び「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の署名に当たっての共同声明」（日本・モンゴル共同声明）とともに署名に至ったことを共に祝福し、可能な限り早期に発効させるために必要なそれぞれの国内法上の手続きを進めることを確認した。

（４）日本、インド関係

富裕層・中間層の拡大や急速な都市化の進展等によりインドは市場及び製造拠点としての魅力が高まっている。インドへ進出する日系企業は急速に増加しており、近年我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

こうした中、2014 年 5 月にインドにおいて政権交代が起こり、ナレンドラ・モディ首相率いるインド人民党（BJP）による新政権が誕生した。2014 年 9 月、モディ首相による、インド周辺国を除いた初の外遊先として日本を訪問。安倍総理と首脳会談を実施し、今後 5 年以内に、日本の対印直接投資とインドに進出する日系企業数を倍増する目標の設定及びインドに対し ODA を含む 3.5 兆円規模の日本からの官民投融資の実現等に合意した。また、茂木経済産業大臣との会談を実施し、日印経済関係強化等について合意した。

（ア）デリー・ムンバイ、チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想

デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）、チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想（CBIC）実現のため、インド北西部、南部における産業集積を促進する。各種の政策を促進により、当該エリアのインフラ整備やインセンティブ設計などを実現し、日本企業がビジネスを行い

やすい環境整備の早期実現を目指す。具体的には、「日本工業団地」の促進等の各種政策を継続的かつ効果的に展開していくことによって投資環境整備の加速化を行う。また、DMIC、CBICエリアにおける各種の個別案件について、中央・州政府との対話の枠組み等を積極的に活用し課題解決を行う。

(イ) 「日本工業団地」の開発

インド市場の魅力が高まる一方で電力の安定供給等、投資環境整備が喫緊の課題となっている。これらの課題の解決に向けて、経済産業省として「日本工業団地」の開発を促進。2014年9月の首脳会談において「SEZ（特別経済区）やNIMZ（国家投資・製造業地域）等の一般的な政策枠組みに劣らないような企業への投資インセンティブを備えた『日本工業団地』の開発に合意した。中央政府、関係州政府と連携し、「日本工業団地」開発を行うことで、土地収用、インフラ整備等のビジネス上の課題解決を目指す。

(ウ) 「ジャパン・プラス」

2014年10月に、インド政府内に日本企業専用相談窓口「ジャパン・プラス」を設置。経済産業省から責任者（コーディネーター）を派遣し、日本人1名、インド人4名のチームで、首相直轄の組織として日系企業のインドへの投資・進出を支援。関係各省にまたがる案件は、インド内閣次官を議長とする「コア・グループ」会議を活用し、象徴の縦割りを乗り越えて日系企業の課題解決を実施。2015年3月時点で約120社の日系企業が「ジャパン・プラス」に相談・協議を行っている。

(エ) 重要州との連携

ビジネス環境整備に関連する州政府の大きな権限（土地収用、インフラ整備、許認可、税制）を踏まえ、日系企業の集積する戦略州との連携を強化。アンドラ・プラデシュ州、グジャラート州、カルナタカ州、ラジャスタン州、タミルナドゥ州と政策協議等の場を立ち上げ、日系企業の投資・進出促進、ビジネス環境整備について議論。ハイレベルでの会談等を積極的に実施し、投資環境整備の加速化を図る。

(5) 日豪関係

2014年4月、トニー・アボット首相が訪日、7月には安倍総理が訪豪した。日豪首脳会談では、日豪EPAに署名

するとともに、経済を含む幅広い分野で協力関係を一層強化していくことを確認した。また、首脳相互訪問を定例化することになった。

両国間のインフラ協力を推進することを目的とする第5回目日豪官民政策対話が、2014年10月にシドニーで開催され、両国の官民が一体となって日豪間及び第三国に対する今後の協力の方向性等について議論を行った。

また、茂木大臣は、2014年7月にシドニーで行われたG20貿易大臣会合に出席し、トラス副首相、マクファーレン産業大臣と会談を行った。また、ジェットロ主催の日本インフラ市場セミナーに出席し、日豪間でのアジアにおけるインフラ投資に向けた協力について説明した。

宮沢大臣は、2014年11月にマクファーレン産業大臣と会談し、日豪の経済及び資源エネルギー協力関係強化につき議論を深めた。

(6) 日中韓関係

2012年5月、北京で第9回日本、中国、韓国経済貿易大臣会合及び第5回日本、中国、韓国サミットが開催された。

経済貿易大臣会合では陳徳銘・中国商務部長が議長を務め、枝野経済産業大臣、朴泰鎬・韓国外交通商部通商交渉本部長が出席し、三国間のFTA、投資協定、そしてG20、WTOやAPECなど国際的・地域的枠組みの協力や、知財分野や業界レベルの協力について議論を行った。

また、サミットには、日本からは野田佳彦総理、中国から温家宝國務院総理（議長）、韓国からは李明博大統領が出席し、三国間協力の進捗と今後の方向や地域・国際情勢等について議論をした。サミット終了後には三国首脳立会いのもと、関係閣僚（日本：枝野経済産業大臣及び山口外務副大臣、韓国：朴泰鎬外交通商部通商交渉本部長、中国：陳徳銘商務部長）により日本、中国、韓国投資協定が署名された。

(7) 東アジア関係

(ア) 日本、ASEAN関係

2014年8月26日にミャンマー・ネピドーにおいて、第20回日本、ASEAN経済大臣会合が開催され、日本、ASEAN経済協力の今後の方向性について議論が行われた。2013年12月に東京で開催された日本、ASEAN

特別首脳会議での成果および日本、ASEAN 40 周年記念フォーラムでの産業界・有識者からのインプットを踏まえ、日本、ASEAN 戦略的経済協力 10 年ロードマップを改善。新産業分野の育成や知的財産、中小企業金融等の項目を追加し、協力を強化することに合意。また、本ロードマップの実施を支援するため、平成 25 年度における 10 億円の補正予算を活用し、包括的な事業環境整備及び市場獲得支援を目的とした諸活動を実施した。

また、本経済大臣会合の中で、日本、ASEAN 新産業官民対話を開催し、ASEAN において顕在化しつつある環境・エネルギー、高齢化等の社会課題を、ビジネスの力を活用して解決するための方策を議論した。

(イ) ASEAN+3 (日本、中国、韓国) の取組

2014 年 8 月 26 日にミャンマー・ネピドーにおいて、第 17 回 ASEAN+3 経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] RCEP WG による提言等、EABC (東アジアビジネスカウンスル) の活動を歓迎。また、日本、中国、韓国の 3 アセアンセンターと EABC 等の関連ビジネス団体との連携を強化する旨が示唆された。

[2] 「EAVG (東アジアビジョングループ) II 報告書」について、2015 年 11 月の首脳会合での検討に向けて引き続き検討を進めることを確認した。

(ウ) ASEAN+6 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド) の取組

2014 年 8 月 27 日にミャンマー・ネピドーにおいて、第 2 回 RCEP 閣僚会合が開催された。概要は以下の通り。

物品貿易のモダリティの合意に向けた方向付けを行い、サービス貿易や投資の自由化方式について議論を進展させた。また、電子商取引にかかる規律および中小企業を交渉分野に加えることに合意。さらに、2015 年末までに RCEP に合意するという目標を閣僚間で再確認した。

(エ) ASEAN+8 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア) の取組

2014 年 8 月 27 日にミャンマー・ネピドーにおいて、第 2 回東アジア (ASEAN+日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア) 経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] ビジネスの連結性を強化し、各国の強みを活かした形で産業を高度化すべきであることに、多くの国が賛同。

[2] ERIA による産業クラスター政策研究の進捗を評価。ERIA に対し、本研究の成果を踏まえて、ASEAN 連結性マスタープランの理論的基礎となった「アジア総合開発計画」の改訂が指示された。

(オ) 日本、メコン関係

2014 年 8 月 27 日にミャンマー・ネピドーにおいて、第 6 回日メコン (日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ) 経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] 2012 年の第 4 回日本、メコン経済大臣会合で採択されたメコン開発ロードマップにつき、港湾整備、越境交通協定、産業人材育成等、着実な進捗を確認。また、国境開発、人材育成の新事業、ビジネス関連法 WG の設置についての新事業を加えた改訂版について合意するとともに、それらの着実な進捗も確認した。さらに、2015 年の第 7 回日本、メコン経済大臣会合にて、最終的な進捗を確認することとした。

[2] 第 6 回日本、メコン経済大臣会合でその策定が合意されたメコン全体の中長期的産業育成戦略 (「メコン産業開発ビジョン」) について、その重要性を再確認した。日本、ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC) 西東回廊開発作業部会 (WEC-WG) に対し、日本、メコンの関係各省庁、産業界および学界と連携し、さらに本ビジョンについての議論を深め、2015 年夏を目処に策定するよう、委任した。

(カ) 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)

東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) は、2008 年の設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、シンポジウム等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

現在 ASEAN が直面している課題と今後 ASEAN が進む方向性をまとめた「ASEAN Rising」を策定し、2015 年以降の ASEAN 経済共同体の絵姿を策定する ASEAN 経済統合ハイレベルタスクフォースでの議論のたたき台となっている。

また、2015 年以降の中長期を見据えた最適な産業クラスターに関する政策研究を行っており、2014 年 8 月の東アジア経済大臣会合では、本研究の成果を踏まえて、ASEAN 連結性マスタープランの理論的基礎となった「アジ

ア総合開発計画」を改訂することとなった。

これら E R I A の活動については A S E A N や東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価されており、引き続き、E R I A が A S E A N 首脳会合・東アジア首脳会合などに貢献していくことが期待されている。

(キ) その他の二国間関係

(A) 日本、インドネシア関係

2014 年 7 月の大統領選挙において、ジョコ・ウィドド・ジャカルタ首都特別州知事（当時）が約 53% の得票で当選し、10 月 20 日に正式に大統領就任。新政権のプライオリティは、海洋、投資促進、社会保障、地域格差是正、国内産業高度化（イノベーション、技術）等。

2015 年 3 月 23 日、安倍総理は訪日中のジョコ・ウィドド大統領と日インドネシア共同声明に署名。経済・経済協力分野においては、両国間の貿易投資協力の拡大への強いコミットメントを表明するとともに、「P R O M O S I : 日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ」を立ち上げ、

(1) ビジネス・投資環境整備の推進

(2) 産業人材育成の強化

(3) 官民による経済対話・協力の強化

(4) 二国間・多国間での経済連携及び地域経済統合の推進について一致。

(B) 日ベトナム関係

2011 年 1 月、ベトナム共産党にて社会経済開発 10 か年戦略の中で「2020 年までに工業国化を達成する」目標が決定された。我が国は外国政府として唯一のパートナーとして、(1)2020 年までのベトナム工業化に向けた戦略産業案の策定（産業を選択・集中的に創設・強化する方針）、(2)行動計画の策定、(3)ベトナム政府・首相又は副首相の決定を得た上、工業化に向けた政策の実装に関して協力。2011 年 9 月には日越間の作業部会を設置し、2011 年 10 月にズン首相が来日した際に署名した日ベトナム共同首脳声明においてベトナム工業化戦略への日本の協力及びベトナム副首相が主宰するハイレベル委員会の設置に合意した。

2014 年 7 月、電子、農水産品加工、環境・省エネ、農業機械の 4 業種の行動計画が、同年 10 月には造船業種の行動計画がズン首相により承認。

(C) 日本、タイ関係

2013 年 11 月、反タクシン派によるデモが発生し、2014 年 5 月には憲法裁判所の違憲判決によりインラック首相は失職。その後の 2014 年 8 月、暫定首相にプラユット国家平和秩序評議会（N C P O）議長が任命され、同年 9 月に新内閣が発足した。

2014 年 10 月、アジア欧州会議に出席した安倍総理は、プラユット首相と初的首脳会談を実施。インフラ整備等における日本の技術等の活用を呼びかけるとともに、東日本大震災後の食品輸入規制の早期撤廃について検討を加速化させることで合意した。

さらに、2015 年 2 月と 3 月にも首脳会談を実施し、タイにおける鉄道整備への日本の協力や、ダウエー開発への日本の参画等について協議した。

(D) 日本、ミャンマー関係

2014 年 8 月に、投資後の投資財産保護だけでなく、投資を行う段階における規律を含む、いわゆる投資自由化型の協定である日本、ミャンマー投資協定が発効した。

5. 2. 米州関係

(1) 日本、米国関係

2014 年 4 月 24 日、安倍総理は、国賓として来日したオバマ大統領と日本、米国首脳会談を行った。

会談では、両首脳は、T P P は成長センターであるアジア太平洋地域に一つの経済圏を作り、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値観を共有する国々と新たなルールを作り上げるものであり、戦略的に重要であるとの認識で完全に一致した。また、今回の日本、米国首脳会談を一つの節目として、日本、米国間の懸案を解決すべく、甘利大臣とフロマン通商代表との間で、精力的かつ真摯な交渉を継続することとした。安倍総理及びオバマ大統領から、両閣僚に対し、交渉を加速化させ、早期に T P P 交渉全体を妥結させるよう指示を出した。オバマ大統領から、T P P は日本、米国両国にとっても、アジア太平洋地域にとっても、通商及び成長のために重要であり、引き続き閣僚間で交渉させたい旨述べた。

安倍総理より、先般、エネルギー基本計画を決定し、その中で、安全性の確保を前提に原子力利用を進める旨記載したことを説明し、民生用原子力の協力を進めたい旨述べた。また、安倍総理より、日本企業が関与する液化天然ガス（L N G）事業のすべてにつき輸出承認が得られたこと

を歓迎し、輸出開始に向け引き続き協力をお願いしたい旨述べた。これに対し、オバマ大統領から、エネルギー協力の重要性につき賛意が示された。

2014年11月16日、G20サミットのためオーストラリアを訪問していた安倍総理は、オバマ大統領と日米首脳会談を行った。また、同日、安倍総理は、オバマ大統領及びアボットオーストラリア首相と日本、米国、豪州首脳会談を行った。

日本、米国首脳会談では、両首脳は、TPPについても議論を行い、引き続き交渉の早期妥結に向けて一層の努力をしていくことで一致した。

日本、米国、豪州首脳会談では、三首脳は、今回の会談で、民主主義、法の支配、紛争の平和的解決等の共有された価値を基盤とし、アジア太平洋地域に平和で、安定かつ繁栄した未来を確保するため、3か国のパートナーシップをより深化させることを確認した。

(ア) 日本、米国エネルギー政策対話

2009年11月の日米首脳合意にて「日本、米国クリーンエネルギー政策対話」の設立に合意。2015年3月までに全6回の対話がなされ、再生可能エネルギー協力等のアクションプラン、日本、米国クリーンエネルギー協力のこれまでの成果の確認及び今後の拡充について議論が行われた。第6回目となる政策対話では、昨今の日本、米国エネルギー協力が化石燃料分野や電力システム分野、クリーンエネルギー分野まで幅広く拡大してきていることを踏まえ、エネルギー分野全般に対象範囲を広げた議論が行われた。上記政策対話の名称も「日本、米国エネルギー政策対話」に改称し、日本、米国間のエネルギー協力を広く議論する場として、今後とも継続開催していくことを、日本、米国間で合意した。また、第6回の政策対話を機に、米国エネルギー企業ミッションが訪日し、日本、米国の政府関係者及び企業が交流を行う官民ラウンドテーブルも開催された。また、事業ベースの協力取組として、2013年12月には、日本、米国クリーンエネルギー協力の一環である沖縄・ハワイ間のクリーンエネルギー協力で、マウイ島のスマートグリッド実証事業の実証運転が開始された。

(イ) イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話

2010年5月に、イノベーション・起業の支援、投資促進等を通じた日本、米国間での連携を促進し、新たな雇用

を創出することを目指す日米対話が創設された。本対話の下に2012年に設立された日米起業協議会は、設立後、東京、カリフォルニアで会合・シンポジウムを開催、同年10月には政策提言である「リーダーへの報告書」をとりまとめた。本報告書に盛り込まれた政策提言の一部は、政府の成長戦略でも取り上げられた。同協議会は2年間の活動期間を終え、2013年末に終了した。

(2) 日本、カナダ関係

2014年11月5日、宮沢経済産業大臣は第3回LNG産消会議出席のため訪日したリックフォード連邦天然資源大臣と会談し、エネルギー分野を中心とした二国間関係について意見交換を行った。また、同月12日、宮沢経済産業大臣は訪日したファスト連邦国際貿易大臣と会談し、二国間の通商課題について意見交換を行った。

また、カナダの州レベルでは、2014年6月に訪日したスチュアート・ブリティッシュ・コロンビア州(BC州)アジア統括代表と田中経済産業大臣政務官、同年11月に訪日したワットBC州国際貿易大臣と関経済産業大臣政務官、2015年1月に訪日したマクロード北西準州首相及びラムゼイ同州産業・環境・投資大臣と高木経済産業副大臣との間で会談が行われ、それぞれの州との二国間経済関係について意見交換が行われた。

日本、カナダ経済連携協定に関しては、2014年7月及び11月に交渉会合が開催された。

(3) 日本・中南米関係

(ア) 日本、メキシコ関係

2014年7月、安倍総理は総理大臣として10年ぶりに中南米を公式訪問し、ペニャ・ニエト大統領と会談を行い、石油・天然ガス上流開発への日本企業の参画を含むエネルギー関連の協力、原子力協定交渉の推進、インフラ整備及び中小企業・裾野産業支援の推進が確認され、これらを踏まえた共同プレスリリースが発表された。気候変動分野において、これまでの協力を踏まえ、二国間クレジット制度が発足したことを歓迎した。また、温室効果ガス排出削減に向け、高効率石炭火力発電技術を活用することの重要性を確認した。

また、2014年2月には、関経済産業大臣政務官が訪墨し、「太平洋同盟インフラセミナー」を開催した。メキシ

コ経済省副大臣も出席するなど、約 140 名の聴衆が出席し、高い注目を集めた。2013 年度に作成した「太平洋同盟インフラマスタープラン」を紹介し、関経済産業大臣政務官は高い技術力を有する日本の官民がメキシコのインフラ整備において貢献することへの期待を表明した。

（イ）日本、ブラジル関係

2014 年 8 月、安倍総理はブラジルを訪問。ルセーフ大統領と会談において、造船、インフラ整備、石油・天然ガス開発、医療等の分野での両国経済関係の拡大と深化について意見交換を実施し、「日伯戦略的グローバルパートナーシップ構築に関する共同声明」を公表した。

2014 年 9 月、第 2 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会を開催し、安倍総理の訪伯のフォローアップ、ブラジルにおけるビジネス環境の改善及び両国の発展のための産業協力について意見交換を行い、同委員会の継続的な開催が重要であることが確認された。また、前回会合においてブラジル側から要請を受けたスマートコミュニティ分野に係る両国の協力について議論するスマートコミュニティ小委員会を設置することに合意し、第 1 回小委員会を開催。また、新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）にて、在ブラジル日本商工会議所に機能強化委員会が設立され、両国経済の繁栄のためのブラジル側への政策提言が纏められた。

（ウ）日本、コロンビア関係

2014 年 7 月、コロンビアを訪問した安倍総理はサントス大統領と会談を行い、日コロンビア E P A 交渉会合について、出来る限り早期の合意を目指し交渉を加速化していくことを確認した。また、太平洋同盟の日本のオブザーバー参加への評価、特に中小企業分野での協力について意見交換を行った。2015 年 3 月までに第 10 回にわたり日本、コロンビア E P A 交渉会合を実施している。

2015 年 2 月には、当省幹部も出席し「太平洋同盟インフラセミナー」を開催。100 名以上の聴衆が集まる中、コロンビア関係者からも高い関心が示された。

（エ）日本、チリ関係

チリへの投資は、日チリ E P A 発足以降、大きく増加しており、2011 年から 2013 年の 3 年連続で、我が国はチリへの最大投資国となった。特に、鉱業分野での関係は深く、我が国の銅精鉱輸入量の約半分をチリから輸入している。

2014 年 7 月、安倍総理とバチェレ大統領との会談にお

いて、鉱業分野における二国間関係強化を含む共同声明が発出されるとともに、総理のチリ訪問にあわせ経済産業省とチリ鉱業省の鉱業分野に関する協力覚書の署名や日本企業が 100% 出資している銅鉱山の開山式に出席するなど、鉱業分野の協力が進展した。

また、両首脳の合意も踏まえ、低炭素成長を達成するため、二国間クレジット制度に関する協議を継続的に実施した。

（オ）日本、キューバ関係

2015 年 3 月に、カプリサス閣僚評議会副議長が訪日し、宮沢経済産業大臣と会談を実施した。外国貿易投資法の改正における日本からの投資誘致、貿易保険の見直し、今後の二国間関係の構築について意見交換を行った。米国との国交回復を機に、日本企業のキューバビジネスへの関心が高まりつつある。

5. 3. 欧州・ロシア関係

（1）日本、欧州関係

欧州連合（E U）は、2015 年 3 月現在 28 か国が加盟、人口約 5.5 億人、G D P は世界全体の約 2. 5 割を占める政治・経済統合体である。E U は、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19 か国が参加している。我が国と E U は、民主主義や市場経済という基本的価値観を共有するとともに、高い技術やイノベーションを有するグローバルパートナーである。

E U 経済は、欧州債務危機の影響により長期に亘って景気低迷に直面していたが、低い原油価格やユーロ安の継続、E U の経済政策などの要因が追い風となり、実質 G D P 成長率が連続して増加。一方で、地政学的な緊張やいくつかの加盟国で依然として失業率が高い水準にあるなど、今後引き続き注視する必要がある。

E U は、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国が E U 及び E U を構成する国々との間で戦略的な関係を構築していくことが重要である。

また、E U の東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、E U 未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

良好な日欧経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

（ア）日EU定期首脳協議等

日・EU間では、首脳協議が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。

第22回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）結果概要については以下に述べる。

第22回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）が、2014年5月7日、ブリュッセルにおいて開催された。我が国からは、安倍内閣総理大臣、EU側からはファン＝ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長等が出席した。今次協議の成果は以下のとおり。協議の成果として、共同プレス声明を発出した。

1. 経済関係の強化：日EU・EPA交渉が着実に進展していることを評価しつつ、包括的かつ高いレベルの日EU・EPAを早期に締結することの重要性について一致。
2. 安全保障分野での協力の拡大：日本側から国際協調主義に基づく「積極的平和主義」とEUによる「包括的アプローチ」に基づく安全保障課題への取組は親和性が高いことを述べたのに対し、EU側は「積極的平和主義」に基づく日本の取組を歓迎・支持。ソマリア沖海賊対策活動などで、更なる連携を進めていくことを確認。
3. グローバルな利益の増進：日本での女性のエンパワメントに関する重要な国際行事の開催予定に対し、EUからハイレベルの参加者を確保するとの発言。宇宙政策対話の開催やサイバー対話の立上げなどを決定。こうした日EU間の幅広い協力関係を一層強化する基礎となる戦略的パートナーシップ協定（SPA）の早期締結の重要性を再確認。
4. 地域情勢及びグローバルな課題：ウクライナ、東アジア、中東・アフリカ情勢や、ポスト2015年開発アジェンダなどの課題について幅広く議論を実施。

また、2014年11月に欧州委員会の新体制が発足し、同月、G20の場の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉を加速し、2015年中の大筋合意を目指すことを合

意した。

（イ）日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

（A）日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

（a）日EU経済連携強化事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2014年度は、日EU・EPA、日欧スマートシティ政策、気候変動政策等をテーマに、国内でのセミナーを計6回開催し約750名が参加、また欧州において計3回のセミナーを開催し、約390名が参加。

（b）日EUビジネス・ラウンド・テーブル開催

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加し、ビジネス環境の整備及び貿易投資の円滑化を目的として、2014年4月8日～9日の2日間、東京において「日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）」本会合を開催（詳細後述）。本会合の事務局を担当。

（c）研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2014年度は、計17名の学生をEU6か国に派遣した。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計339名に達している。

（d）EPA交渉促進・市場参入促進事業

日EU・EPA交渉開始に伴い、EU側からの対日本要求事項の1つである「我が国政府調達市場の透明性向上」に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

（B）日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として1999年に設置された日EU・BRTについては、2014年4月8日～9日に第16回会合を東京で開催。経済産業省からは磯崎経済産業大臣政務官が出席。欧州からはカレハ欧州委員会企業・産業総局長が出席。5つの専門家会合（1.

貿易、投資、規制に関する協力、2. ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉、3. イノベーション、情報通信技術、4. 金融サービス、会計、税制、5. エネルギー、環境、持続的発展）にて提言内容が議論され、BRT議長より日欧首脳へ提言書が提出された。

(C) その他（日EU産業政策対話）

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。

双方の産業政策の紹介、産業協力の促進、規制障壁への要請、日EU・BRTの今後、日欧産業協力センターの取組の紹介等について議論が行われている。

(ウ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

日仏間では、2014年5月に安倍内閣総理大臣が訪仏した際にオランド大統領との日仏首脳会談が行われるとともに、両首脳から、共同プレスリリースを発出し、経済分野を含む様々な分野での今後の日仏協力の深化について確認した。

2014年11月25日には、来日したマクロン経済・産業・デジタル大臣と宮沢経済産業大臣が会談。日仏での産業協力について幅広く議論を行った。

2014年12月3日に、経済・産業・デジタル省との間で、第28回日仏産業協力委員会をパリで開催し、繊維、ロボット、スマコミ/スマグリ3WGの進捗と、両国の中小企業協力の推進について議論。本委員会について、具体的な成果が表れているとして、仏側から高い評価があった。

また、2015年2月9日には、来日したシュヴァイツァー外相特別代表と宮沢経済産業大臣が会談。日EU・EPAの推進やアフリカにおける日仏協力について議論を行った。

(B) 日独関係

日独間では、2014年4月に安倍内閣総理大臣が訪独した際にメルケル首相との日独首脳会談が行われ、経済分野を含む幅広い分野における日独の協力強化について確認した。

2015年2月には、経済・エネルギー省との間で、第16

回日独次官級定期協議をベルリンで開催し、製造業の高度化や中堅・中小企業協力、エネルギー政策等について議論を行った。

また、2015年3月には、メルケル首相が来日して日独首脳会談が行われるとともに、メルケル首相に同行した経済ミッション一行と宮沢経済産業大臣が会談を行い、エネルギー政策や日EU・EPAの推進等について意見交換を行った。

(C) 日英関係

日英間では、2014年5月、安倍内閣総理大臣訪英に際し、キャメロン首相と日英首脳会談が行われるとともに、両首脳から、日英共同声明及び気候変動とエネルギー分野の附属文書が発出された。

また、2014年10月にハンコック・ビジネス・イノベーション・技能省兼エネルギー気候変動省閣外大臣が来日し、関経済産業大臣政務官と、原子力協力、気候変動対策等について意見交換を行った。さらに同2014年10月、リビングストン・ビジネス・イノベーション・技能省閣外大臣が来日し、山際経済産業副大臣と、両国の投資促進、日EU・EPA等について意見交換を行った。

(D) 日伊関係

日伊間では、2014年10月にイタリア・トリノで開催された第26回日伊ビジネスグループ（IJBG）合同会議において、日伊間の観光促進、日伊間のビジネスの協業と第三国進出及び食についてセッションが行われた。また、共同コミュニケにおいて、ミラノ国際博覧会の成功と、日EU・EPAの包括的な合意の達成に向けて、両国政府及び産業界に対して積極的な働きかけを行うことが表明された。

また、2014年6月、安倍内閣総理大臣訪伊に際し、レンツィ首相と日伊首脳会談が行われるとともに、両首脳から、共同プレスリリースが発出され、更なる経済及び産業協力の可能性を開拓する必要性、日EU・EPA/SPAの早期締結の重要性及び相互の直接投資を促進する取組について再確認した。

(E) その他

茂木経済産業大臣（当時）がウクライナへ出張し、ヤツェニウク首相、シェレメータ経済発展・貿易大臣、プロードン・エネルギー石炭産業大臣と、エネルギー協力を始めとする二国間経済関係の強化について意見交換を行っ

た。

また、リトアニア・グスタス経済大臣、ルクセンブルグ・シュナイダー副首相兼経済大臣等の来日機会を利用し、小渕経済産業大臣（当時）と二国間経済関係の強化、日EU・EPA等について意見交換を行った。さらに、チェコ・ムラーデック産業貿易大臣来日の機会には、宮沢経済産業大臣と二国間経済関係の強化、日EU・EPAに加えてJETROとチェコインベストの協力覚書等について意見交換を行った。

（２）ASEM

ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting「ASEM」）は、アジア側参加メンバー（21 か国 1 機関）、欧州側参加メンバー（30 か国と 1 機関）が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996 年に設立された。首脳会合は 2 年に 1 度開催されている。2014 年 10 月、第 10 回ASEM首脳会合がイタリア（ミラノ）で開催され、経済・金融課題、地球規模の課題及び地域情勢等に関し、活発に議論された。

（３）日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

（ア）日本・ロシア関係

2014 年 3 月 17 日、ロシアが「クリミア共和国」併合を承認したことを受け、日本政府はウクライナの主権と領土の一体性の侵害に関与したと判断される個人及び団体に対する入国査証発給の停止を含む措置を実施した。経済産業省としては 8 月 5 日、クリミア併合又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される個人及び団体に対して、我が国国内に有する資産の凍結、クリミア産品の輸入制限措置を実施した。また 9 月 24 日にはロシアを仕向地とする武器の輸出及び武器技術の提供、並びに軍事用途の汎用品の輸出及び当該汎用品に係る役務の提供について、許可を行わないこととした。更に 12 月 9 日には、ウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される個人及び団体に対する資産の凍結を実施した。

二国間経済関係においては、2014 年 11 月、APEC 閣僚会合の場において、宮沢経済産業大臣とウリュカエフ経済発展大臣とが会談を行った。同会談においては、宮沢大臣からウクライナ情勢の現状につき懸念を伝えるとともに

に、困難な状況においても日本・ロシア間の経済交流を進めていく重要性を確認した。

2013 年 12 月の年次教書演説においてプーチン・ロシア大統領が、ロシア極東地域の開発を「21 世紀の国家プライオリティ」と発言するなど、ロシア連邦政府にとって極東地域の重要性が高まっていることを踏まえ、経済産業省では、「平成 26 年度新興市場開拓事業（相手国の産業政策・制度構築のための支援事業（ロシア：日露投資促進のための枠組みの在り方に関する支援事業）」）を実施し、極東・東シベリア地域の投資環境の現状把握、及び日本企業進出のための課題抽出等を行った。本調査に基づき、2014 年 11 月には経済産業省及びロシア極東発展省がウラジオストク市においてワークショップを開催し、極東における日本とロシアの協力について議論を行った。国内においては 2015 年 1 月に「ロシア極東の発展方向と日本との協力可能性セミナー」を開催し、参加した日本企業に対し、極東地域におけるビジネスの可能性についてプレゼンテーションが行われた。

中小企業協力分野においては、2013 年 12 月の茂木経済産業大臣（当時）のロシア訪問の際にロシア経済発展省との間で締結した覚書に基づき、2014 年 3 月に第 1 回「中小企業協力に関する日露会合」を実施した。本会合での議論を踏まえ、経済産業省では、ロシアの中小企業育成協力と、日本・ロシア両国の中小企業交流の可能性調査を行った。当該調査の結果概要を、2014 年 12 月の第 2 回「中小企業協力に関する日露会合」で報告し、政策提言を行った。

（イ）日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

ウズベキスタンとの関係では、2014 年 8 月、茂木経済産業大臣が、日本ウズベキスタン経済委員会を中心とした経済ミッションとともに、経済産業大臣として 7 年ぶりにウズベキスタンを訪問した。タシケントにおいては、カリモフ大統領、アジモフ第一副首相兼財務大臣及びガニエフ対外経済関係投資貿易大臣と会談し、発電所、灌漑設備等の経済インフラ整備に係る日本の技術が高く評価されるとともに、今後の協力拡大についても強い期待が寄せられた。また、日本ウズベキスタンビジネスフォーラムが開催され、両国間の企業の協力関係が深められた。あわせて、

サマルカンドを訪問し、日系企業によるバス・トラック製造分野での協力が地元経済に大きく貢献していることを確認した。

2015年1月には、東京において「第12回日本ウズベキスタン経済合同会議」が開催され、エネルギー、鉱物資源、通信等、幅広い分野における両国間の協力の可能性について意見交換が行われた。

カザフスタンとの関係では、2014年8月、茂木経済産業大臣が、日本カザフスタン経済委員会を中心とした経済ミッションとともに、経済産業大臣として2年ぶりにカザフスタンを訪問した。マシモフ首相、イセケシェフ投資・発展大臣及びシュコルニク・エネルギー大臣と会談し、イセケシェフ投資・発展大臣と「互恵的経済協力関係の更なる発展に向けた共同発表」に署名するとともに、投資環境整備に向けた協力や、鉱物資源分野等のプロジェクトの円滑な推進に加え、製造業、中小企業育成等の幅広い分野での協力を強化していくことを確認した。また、シュコルニク・エネルギー大臣と意見交換を行い、将来の原子力発電所建設協力や石油開発といった資源エネルギー分野での協力を確認した。

同年10月には、アスタナにおいて「第5回日本カザフスタン経済官民合同協議会」が開催され、「日本・カザフスタン経済関係における新たな発展段階へのアプローチ―戦略的協力分野に関する共通理解の構築」をテーマに、ハイテク・イノベーション、環境・エネルギー等個別分野における協力のほか、投資環境整備や中小企業誘致及び育成協力等、経済・投資関係裾野拡大への取組について意見交換が行われた。

トルクメニスタンとの関係では、2014年5月、アシガバットにおいて「第11回日本トルクメニスタン経済合同会議」が開催され、石油ガス・化学分野、エネルギー、輸送インフラ整備等、今後の二国間関係の深化に向け、積極的な意見交換が行われた。

5. 4. 日本・中東アフリカ諸国関係

(1) 中東・北アフリカ地域

(ア) 総論

中東・北アフリカ地域は大成長市場である一方で、文化的・地理的要因から我が国企業の進出が相対的に遅れている市場でもある。日本としては、産業多角化・雇用創出

に関する協力を中心として官民一体となって日本企業の進出促進を図るほか、官民ハイレベルが参加する対話の場を設定し、緊密な協力関係の構築を図ってきた。その結果、中東・北アフリカ地域への我が国企業の進出及び同地域からの石油資源の安定的な確保に繋がっている。

(イ) 二国間関係

サウジアラビアについては、2007年に設立された産業協力の枠組みである「日本・サウジアラビア産業協力合同タスクフォース」における活動を通じて、9案件の投資の実現、3つの研修所の設立・運営、中小企業政策立案を支援した。

2014年5月、茂木経済産業大臣がサウジアラビアを訪問した際、アブドルアジズ石油鉱物資源副大臣、タウウィーク商工大臣、ジャーセル経済企画大臣とそれぞれ会談した。アブドルアジズ石油鉱物資源副大臣との会談では、国際的なエネルギー情勢について意見交換を行うとともに、エネルギーのみならず様々な分野における両国の協力を更に発展させていくことを確認した。タウウィーク商工大臣との会談では、サウジアラビアの輸出振興における協力をさらに強化することで合意した。また、ジャーセル企画大臣との会談では、国際的なエネルギー動向につき意見交換を行うとともに、サウジアラビアの産業人材育成や中小企業育成などでの協力に関する議論を行った。

アラブ首長国連邦については、2014年4月に赤羽経済産業副大臣がアラブ首長国連邦を訪問した。スウェイディ・アブダビ国営石油会社(ADNOC)総裁とハルドゥーン・アブダビ執行関係庁長官と会談を行い、エネルギー分野等で両国の協力を強化していくことを確認するとともに、4月に閣議決定をした新たなエネルギー基本計画について説明した。また、2014年2月のムハンマド・アブダビ皇太子の訪日のフォローアップとして、日本とアブダビの間で、教育、投資や医療やスポーツ等の幅広い分野で協力関係を強化していくことで一致した。

2014年11月には高木経済産業副大臣がアラブ首長国連邦を訪問し、アブダビ国際石油展示会・会議(AD I P E C)に出席するとともに、スウェイディ・アブダビ国営石油会社(ADNOC)総裁やマズルーイ・エネルギー大臣等の同国要人との会談を行った。スウェイディADNOC総裁と会談では、石油の安定供給、日本・アブダビ間の協力関係の強化等について意見交換を行うとともに、ムハンマ

ド・アブダビ皇太子の提案で始まった共同石油備蓄事業の延長拡充に関する覚書の署名を行った。また、マズルーイ・エネルギー大臣との会談では、エネルギーや投資等の分野における日本・アラブ首長国連邦間の協力の強化、国際石油市場の動向、石油の安定供給、省エネルギー及び再生可能エネルギー分野における協力等について意見交換を行った。

2015 年 1 月に宮沢経済産業大臣は、国際再生エネルギー機関（IRENA）第 5 回総会に出席するためにアラブ首長国連邦を訪問し、アブダビ・ハーミド皇太子府長官（王族）、マズルーイ・UAE エネルギー大臣、スウェイディ ADNOC 総裁等との会談を行った。IRENA 第 5 回総会において、宮沢経済産業大臣が議長を務め、議事を進行し、同総会を通じて、日本が先進技術を持つ再生可能エネルギー分野において世界に貢献していく姿勢を示した。ハーミド皇太子府長官との会談では、原油価格の下落による我が国や世界経済への影響などについて意見交換するとともに、日本企業の石油権益の獲得延長を働きかけた。また、我が国企業のアブダビへの投資が実を結びつつあることを紹介し、産業、金融等の幅広い分野における協力の重要性について確認した。マズルーイ UAE エネルギー大臣との会談では、石油や原子力等のエネルギー分野を基礎としつつ、投資、教育や医療を始めとする幅広い分野で協力を一層推進することで一致した。スウェイディ・アブダビ国営石油会社（ADNOC）総裁とは短時間の会談を行い、石油権益の獲得延長の働きかけを行った。

2015 年 2 月、高木経済産業副大臣はアラブ首長国連邦を訪問し、エネルギー関係者や政府要人等とエネルギー、投資、教育、医療等、幅広い分野での協力関係の強化に向けた意見交換を行った。

クウェートについては、2015 年 2 月に、第 19 回日本・クウェート民間合同委員会が開催され、二国間の経済分野における関係強化について議論した。

オマーンについては、2014 年 1 月に安倍総理が現地を訪問した際に発表された「日本国とオマーン国との間の安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップの強化に関する共同声明」を踏まえ、同年 10 月にオマーン投資フォーラムを開催した。山際副大臣にご出席いただき、貿易や投資等二国間関係の強化に向けた働きかけを行った。

カタールについては、2013 年 9 月、茂木経済産業大臣

が来日したアル・サダ・エネルギー工業大臣と会談し、水や都市交通等のインフラ整備、エネルギーの安定供給、人材育成・教育等の分野について意見交換を実施した。また、2014 年 3 月に磯崎経済産業大臣政務官が来日したアル・サイド・カタール投資庁 CEO と会談し、エネルギー分野やインフラへの投資など幅広い分野における二国間関係の強化について意見交換を行うとともに、投資協定の締結に向けて交渉を継続していくことで一致した。

イラクについては、2015 年 1 月にガドバーン・イラク首相顧問会議議長が来日し、山際経済産業副大臣と会談し、インフラ分野における経済協力について意見交換を行った。同年 3 月には、ユース・アンサーリー地方自治公共事業大臣が来日した。下水処理視察場等を視察すると共に、山際経済産業副大臣と会談し、水分野や廃棄物リサイクル分野での協力の可能性について議論した。トルコについては、2014 年 7 月に茂木経済産業大臣が日本の経済産業大臣として初めてトルコを訪問し、第 2 回目トルコ貿易・投資関係会合（TRINS : Trade and Investment Summit）が行われ、両国の経済投資協力をさらに深化させることで一致した。特に、日本、トルコ・EPA については、年内に第 1 回交渉会合を開催することについてゼイベキチ経済大臣と一致したほか、インフラ分野、ビジネス環境整備等について議論した。また、閣僚会合の後、両国企業を交えた意見交換会も実施した。2014 年 10 月に茂木経済産業大臣が、来日中のゼイベキチ経済大臣と会談。投資やインフラ分野における協力関係の強化や日本、トルコ・EPA について意見交換を行った。

イスラエルについては、2014 年 5 月にネタニヤフ首相が訪日し、安倍総理、茂木経済産業大臣と会談した。安倍総理との首脳会談では、安倍総理より投資協定の交渉立ち上げに向けた作業開始、また、産業分野の共同研究開発、宇宙分野を含む科学技術等の分野での協力促進を提案し、ネタニヤフ首相はこれらを歓迎した。2014 年 7 月には茂木経済産業大臣が中東訪問の一環としてイスラエルを日本の経済産業大臣として初めて訪問し、イスラエルではネタニヤフ首相、ベネット経済大臣、パレスチナではアッバース大統領と会談した。イスラエルのネタニヤフ首相との会談では、5 月の訪日時におけるネタニヤフ首相の提案を踏まえて、短期間で産業 R&D 協力の合意に至ったことが大きく評価されたほか、サイバーセキュリティ分野、創業

支援、再生可能エネルギー等の分野でも両国間の協力を促進することで一致した。また、両国企業が一堂に会する初めての本格的なフォーラムである「日本・イスラエル・ビジネスフォーラム」を開催した。2015 年 1 月には、安倍総理が中東訪問の一環としてイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相と会談した。両首脳は要人往来や各種対話、協力関係における二国間関係の着実な進展を高く評価したほか、安倍首相はイスラエルが閣議決定した「対日経済関係及び協力関係強化に向けた」を歓迎した。パレスチナについては、2014 年 7 月に茂木大臣が訪問しアッバース大統領と会談した。2015 年 1 月には安倍総理が訪問し、アッバース大統領、ハムダッラー首相と会談した。各会談においては日本が提唱する「平和と反映の回廊」構想の基幹事業である農産加工団地事業をはじめとした経済開発・経済協力関係について意見交換を行った。

ヨルダンについては、2015 年 1 月に安倍総理が訪問し、アブドゥラー国王、ヌスール首相と会談した。安倍総理大臣及びヌスール首相の立会の下、本邦企業が参画する太陽光発電プロジェクトの融資契約書調印や、新規発電設備検討に関する覚書への署名が行われた。ヌスール首相は、日本の太陽光発電に関する技術を高く評価しており、協力への感謝を表明した。

イランについては、核開発問題の解決に向け、国際社会と協調し、対話と圧力の両面で働きかけを進めており、我が国としては、2010 年 6 月の国連安保理の対イラン制裁決議の採択以来、同決議に伴う金融資産の凍結等を行っている。一方、米国政府は、前述の国連安保理制裁に加え、イラン制裁法(2010 年)、イラン脅威削減及びシリア人権法(2012 年)、国防授權法(2013 年)等により、原油やイラン中央銀行の取引等に対する制裁を独自に強化してきた。2013 年 6 月に大統領令によりイランの自動車製造に関連した物品サービスの取引、決済等を制裁対象とするなど、圧力を一層強めていた。

しかしながら、2013 年 8 月、国際社会との協調を掲げるローハニ大統領が就任し、米国も含む E U 3 (イギリス、フランス、ドイツ) + 3 (米国、中国、ロシア) とイランとの核協議が進展した結果、11 月 24 日、ジュネーブにて包括的解決に向けた「共同作業計画」(Joint Plan of Action : J P O A) が発表された。同計画に基づき、2014 年 1 月 20 日から 1. イラン産原油輸入量を現行量で維持

でき、2. 自動車、石油化学製品等の取引禁止措置の停止されること等を盛り込んだ制裁緩和措置が実施された。その後、最終合意に向けて交渉したものの、ウラン濃縮の規模や経済制裁の解除等に関する意見の相違が大きく、2014 年 7 月、2014 年 11 月と二度に渡り協議期限を延長された

(2) アフリカ諸国(サブサハラ地域)

(ア) 貿易・経済関係

アフリカは、豊富な天然資源を有しているのみならず、近年の急速な経済成長や人口増加により、消費市場としても世界から注目を集めている。アフリカ全体の経済成長率は 2016 年まで 5 % を超える見通しで、人口は 2030 年に 15.6 億人に達し、中国及びインドを超過することが見込まれている。経済産業省としても、アフリカの「信頼できるビジネスパートナー」として、アフリカの経済発展に積極的に貢献していく。

(イ) 資源分野の関係強化

2015 年 2 月には、山際副大臣が、南アフリカを訪問し、「アフリカ鉱山投資会議(マイニング・インダバ)」(注)に日本政府代表として出席した。日本とアフリカの鉱物資源分野における協力強化を目指して、各国の鉱物資源担当大臣との会談及び講演を行った。

2015 年 5 月にはアフリカ 16 か国の代表団参加の下、第 2 回日アフリカ資源大臣会合を開催した。同会議では、2013 年の第 1 回会合で発表した「日本・アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の進捗状況を報告するとともに、従来の資源大臣会合の枠組みから、T I C A D を活用した首脳レベルでの関係を軸に、各国大臣の個別招聘等による二国間の関係強化を内容とする「日本・アフリカ資源大臣パートナーシップ(JAMP : Japan-Africa Ministerial Partnership for Resources Development)」という新しいステージに進めることを提案・発表し、参加国から賛同を得た。

(注) 世界から 800 以上の資源企業、アフリカ 20 か国以上の政府が出席。2015 年は約 8000 名が参加。山際副大臣は、南アフリカ、ジンバブエ、コンゴ民主共和国、マダガスカルの 4 か国の鉱業担当大臣と会談を行った。

(ウ) 二国間関係

タンザニア・ケニア・モザンビーク・エチオピア等の要人訪問の機会を捉え、当省幹部からトップセールスを実施。

また、アフリカ7か国の投資誘致機関のトップを日本へ招聘し、日本企業向けセミナーを開催。日本企業に対して、各国の投資環境に関する情報を提供するよう努めた。

6. 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

(1) 沿革

日本貿易振興機構(JETRO)は2003年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展への貢献を目指して、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致、アジア等の経済連携強化に資する調査・研究、開発途上国の支援等を行っている。

(2) 事業の概要

(ア) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開

中堅・中小企業の輸出促進を図るべく、農林水産・食品、クリエイティブ産業、インフラ・プラント、環境・省エネ機器等の分野における貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援などを実施している。

具体的には農林水産物・食品分野での世界最大規模の水産見本市への初出展、首相や大臣等のトップセールスにあわせたテストマーケティング等の実施や、ファッション分野での欧州を代表するテキスタイル見本市への初出展、サービス分野での中国での高齢者産業に特化した初商談会等の取り組みを実施している。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起し、また、中小企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企業の商談や成約に貢献している。

海外進出・在外企業支援については、海外進出や現地での企業経営上の問題等に関する相談対応や現地政府への提言、日本企業専用工業団地の開発への協力や情報発信等を通じて、経済成長著しい新興国における日系企業の海外事業展開を支援するとともに、海外現地の官民支援機関との連携により進出日系企業等の個別課題に対して総合的なサポートを行う「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」による支援を実施している。

日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援す

るために、知財法制度や運用についての改善要望や、中国、アジアの各国政府等との連携による知財セミナーやシンポジウムを開催した。

また、地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、海外調査、ミッション派遣、海外企業・有識者の招へい等によって国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業(RIT事業)」を実施した。

海外ビジネス情報提供については、在外日系企業の活動実態調査など日本企業の海外における活動状況などを定期的に調査し情報提供したほか、2013年11月以降のタイの政治情勢、2014年8月以降のイラク情勢に関する情報提供を行うなど、突発的な状況変化に対応して機動的に海外情報を収集し、情報提供した。

(イ) 対日本投資促進

日本経済を活性化するため、海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点を置いて対日投資促進事業を実施した。

2014年度においては、グローバル企業の経営幹部人脈に精通した各業種に関する知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリストを活用して、企業に対して対日投資を直接働きかける攻めの営業活動を開始する等、誘致体制の強化を図った。

(ウ) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

アジア等の経済連携の強化に向けた貢献として、FTAやEPAなど我が国の通商政策に寄与する調査・研究に加え、相手国政府や産業界に対して、経済・社会発展、ビジネス機会の創出に資する積極的な政策提言及び支援事業を実施した。

2012年11月に交渉開始が合意された東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉を側面支援するためインドにおいて産業界向けのシンポジウムの開催や、2013年4月に交渉が開始された日本、EU経済連携協定(EPA)の交渉促進を訴えるセミナーを開催する等、双方の政策担当者や地場・日系企業に対し同EPAの意義や効果について普及・啓蒙、情報発信等を行った。

さらに、EPA等締結国との間で合意された協力事業や、アフリカ開発会議(TICADV)で採択された「横浜行動宣言」を踏まえ、アフリカ有望製品の発掘から日本市場

参入に至る支援を実施した。

J E T R Oアジア経済研究所は、国際機関との連携により、共同研究や研究成果の普及を実施した。

具体的には、W T O Public Forum でのセッションの主催、上海社会科学院との連携研究、清華大学、米国国際貿易委員会、名古屋大学との連携研究等を実施した。